岡山市障害者プラン
第８期岡山市障害福祉計画
第４期岡山市障害児福祉計画
素案

第１部　計画について

１　策定の背景【国の障害福祉をめぐる動向】

平成１８年に、身体障害、知的障害、精神障害の３障害の福祉施策を一元化する障害者自立支援法が施行され、制度の抜本的な見直しが行われて以降、同年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約（以下「障害者の権利に関する条約」という。）の批准に向けた法整備が次々と行われ、平成２６年１月に批准されました。

これにより、障害者の人権及び基本的自由の実現に向けた取組が一層強化されています。

○ 障害者基本法の改正（平成２３年８月）

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の基本原則と基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するとの目的が規定されました。

また、障害の種類を従来の３障害（身体障害、知的障害、精神障害）から、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害に拡大するとともに、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるといういわゆる社会モデルに基づく障害者の概念が盛り込まれました。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の施行（平成２４年１０月）

虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行（平成２５年４月）

障害者自立支援法から名称が変更され、支援の対象として難病の患者を新たに加えました。基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉

の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすると規定されています。

○ **国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）の施行（平成２５年４月）**

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることによって、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とした法律です。障害者就労施設で就労する障害者の自立が促進されることを目指しています。

○ **障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行（平成２８年４月）**

国や地方公共団体等において、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、障害を理由とする差別を解消するための措置に取り組むことについて規定されています。

○ **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行（平成３０年６月）**

障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るものです。

○ **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行（令和元年６月）**

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すものです。本法律は「読書バリアフリー法」とも呼ばれ、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律などとともに、障害のある人の社会参加の促進を支える法整備の一つに位置付けられています。国の基本指針（第８期）においても、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進することとされています。

○ **医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（令和３年９月）**

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、基本理念を定め、保育及び教育の拡充に係る施策や医療的ケア児支援センターの指定等について定

めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目指すものです。

○ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和４年５月）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、共生社会の実現に資することを目的とし、障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにすることなどが定められました。

○ こども家庭庁設置法の施行（令和５年４月）

こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上、こどもの健やかな成長及び子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護などを任務とするこども家庭庁の設置により、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現を目指すものです。

○ 障害者差別解消法の一部改正法の施行（令和６年４月）

これまで努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、行政機関等だけでなく、民間事業者にも障害を理由とする差別の解消に向けた取組が求められることとなりました。

○ 障害者総合支援法、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病法の一部改正法の施行（令和６年４月）

障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、障害福祉サービス等・指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等が図られました。

※改正法の正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」です。また、精神保健福祉法は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、障害者雇用促進法は「障害者の雇用の促進等に関する法律」、難病法は「難病の患者に対する医療等に関する法律」の略称です。

○ 手話に関する施策の推進に関する法律の施行（令和７年６月）

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の獲得及び習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備等を通じて、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されました。意思疎通支援に携わる人材について、持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の養成や、指導者の確保に向けた取組の促進が求められています。

○ 高次脳機能障害者支援法の施行（令和８年４月）

脳血管疾患や事故等による脳の損傷により記憶障害、注意障害、失語等の認知機能の障害が生じる高次脳機能障害者について、外見から分かりにくい障害特性のため周囲の理解が十分に得られず、適切な支援を受けられないケースがあることを踏まえ、高次脳機能障害者の意思を尊重した自立及び社会参加の機会の確保、地域社会における共生を旨とする基本理念を定めるとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、都道府県による高次脳機能障害者支援センターの指定等について定めるものです。

○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部改正法の施行（令和９年４月）

令和３年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について、支援の対象を医療的ケア児に加え重症心身障害者及びそれらの家族にも拡大するとともに、法律の題名を「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改め、医療的ケア児支援センターの名称を「医療的ケア児等支援センター」に改めるなどの改正が行われました。

2　計画の位置付け

「岡山市障害者プラン」及び「第８期岡山市障害福祉計画・第４期岡山市障害児福祉計画」は、岡山市の中長期的なまちづくりの指針である「岡山市第七次総合計画」と、保健・医療・福祉分野だけではなく、その他の関連分野の計画と連動して総合的に地域共生社会を推進するための「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」を上位計画とします。

「岡山市障害者プラン」については、障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画と岡山県の障害者計画を基本とし、本市の状況を踏まえ、障害者施策全般を総合的に推進しようとするものです。

また、「第８期岡山市障害福祉計画・第４期岡山市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の基本指針に即して、障害者及び障害児に対する施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福

祉サービスや障害児に対するサービス、相談支援及び地域生活支援事業について、目標、必要な量の見込み及び見込量確保のための方策等を定めるものです。なお、「障害児福祉計画」は障害者に対する支援と一連のものであることから、「第８期岡山市障害福祉計画・第４期岡山市障害児福祉計画」として一体的に策定します。

３　計画の期間

「岡山市障害者プラン」については、令和９年度から令和１４年度までの６年間を計画期間とし、次の「第９期岡山市障害福祉計画・第５期岡山市障害児福祉計画」を策定する中間年での見直しを行います。また、「第８期岡山市障害福祉計画・第４期岡山市障害児福祉計画」については、令和９年度から令和１１年度までの３年間とします。

４　基本理念

（１）障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり

障害の有無にかかわらず、一人一人の人格と個性が尊重され、それぞれの能力を発揮しながら、地域社会において共に暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

（２）障害のある人の社会参加と自立の促進

障害のある人がそれぞれ社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる活動に参加する機会が確保されるとともに、自らの意思に基づいて地域での自立した生活を送っていけるよう支援します。

（３）障害を理由とする差別や社会的障壁の解消

障害についての理解や知識の普及啓発に努めるとともに、障害のある人が日常生活や社会生活を送っていく上で制約となっていることや障害を原因とした差別の解消に努めます。

第２部　岡山市障害者プラン

岡山市障害者プランでは市の障害者施策に関する基本的な方向性などを定めます。

【基本理念／めざす暮らし／取組分野】

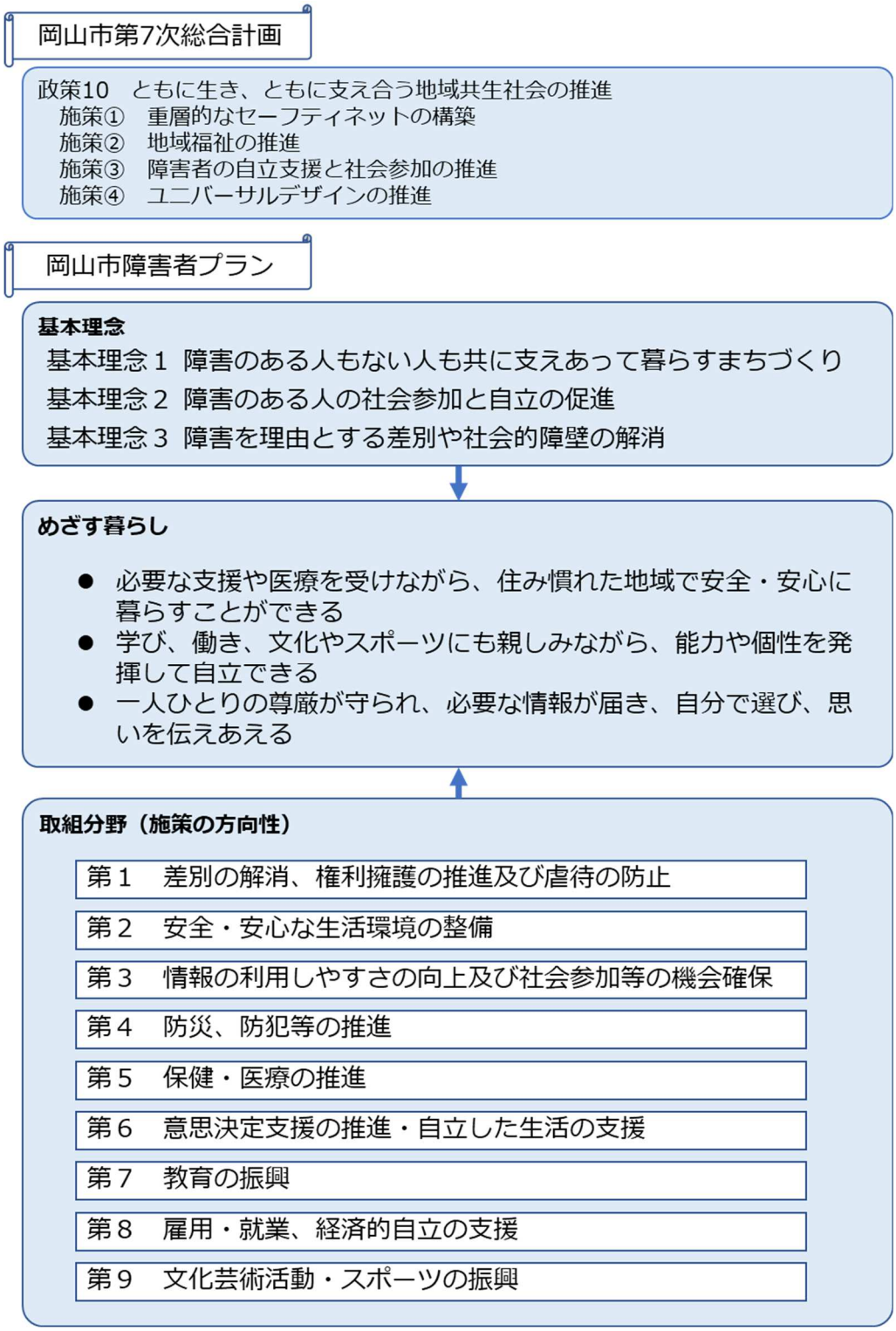

【取組分野と実現の視点（施策展開）】

取組分野（施策の方向性）	取組分野の視点（施策の展開）
第１ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	1. 啓発の推進と理解の促進 2. 当事者活動への支援 3. 権利擁護の推進 4. 虐待の防止 5. 障害者差別解消法に基づく対応
第２ 安全・安心な生活環境の整備	1. ユニバーサルデザインの理解促進 2. 住宅の確保 3. 移動しやすい環境の整備 4. 公共施設等生活関連施設のユニバーサルデザインの推進 5. 公共交通機関のバリアフリー化の推進
第３ 情報の利用しやすさの向上及び社会参加等の機会確保	1. 情報提供の充実 2. 意思疎通支援の充実 3. 選挙における配慮 4. 行政窓口・手続での配慮
第４ 防災、防犯等の推進	1. 防災対策の推進 2. 日常生活の安全・安心の確保
第５ 保健・医療の推進	1. 健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援 2. 健康づくりの推進 3. 感染症対策の推進 4. 保健・医療サービスの保障 5. 地域移行・定着支援 6. 多面的なかかわりを要する障害者等への支援
第６ 意思決定支援の推進・自立した生活の支援	1. 相談支援体制の充実 2. 専門的な相談支援 3. 障害福祉サービス等の充実 4. 日常生活の支援の充実 5. 障害のあるこどもへの支援の充実
第７ 教育の振興	1. 医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した支援体制づくり 2. 一人一人のニーズに応じた教育内容の充実 3. 教育環境の整備 4. 就学相談体制の整備 5. 学びを支える読書環境の整備
第８ 雇用・就業、経済的自立の支援	1. 一般就労・職場定着支援の推進 2. 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上 3. 関係機関、関係団体との連携 4. 経済的支援
第９ 文化芸術活動・スポーツの振興	1. 文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備 2. スポーツに親しむことができる環境の整備

第１ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

この分野のポイント

すべての市民が、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するためには、障害に対する理解が今まで以上に進んでいく必要があります。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人がその尊厳と権利を守られながら地域で暮らせる社会の実現に向け、本分野では次の５つの視点から施策を展開します。

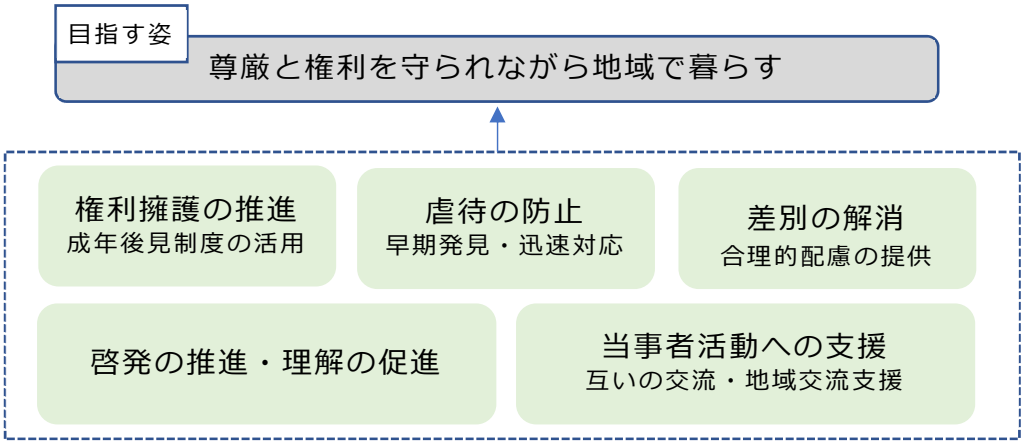

１ 啓発の推進と理解の促進

(1) 現状と課題

データ　障害者に対する「福祉に関するアンケート調査」で、差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかをたずねた設問（問４５）では、「ある」との回答が約３０％で、「少しある」と合わせると約５６％の人が、何らかの差別や嫌な思いをしていることがわかります。また、差別や嫌な思いをした場所をたずねた設問（問４６）では、約４６％の人が「外出先」を、約４１％の人が「学校・仕事場」をあげています。

問 45　差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

問 45　あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は１つだけ）

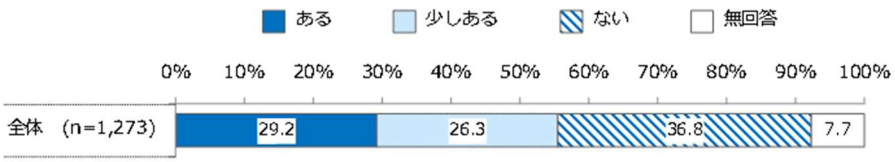

問 46　差別や嫌な思いをする（した）場所

（問 46 は、問 45 で１．または２．を選択した方）
問 46　どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（あてはまるものすべてに○）

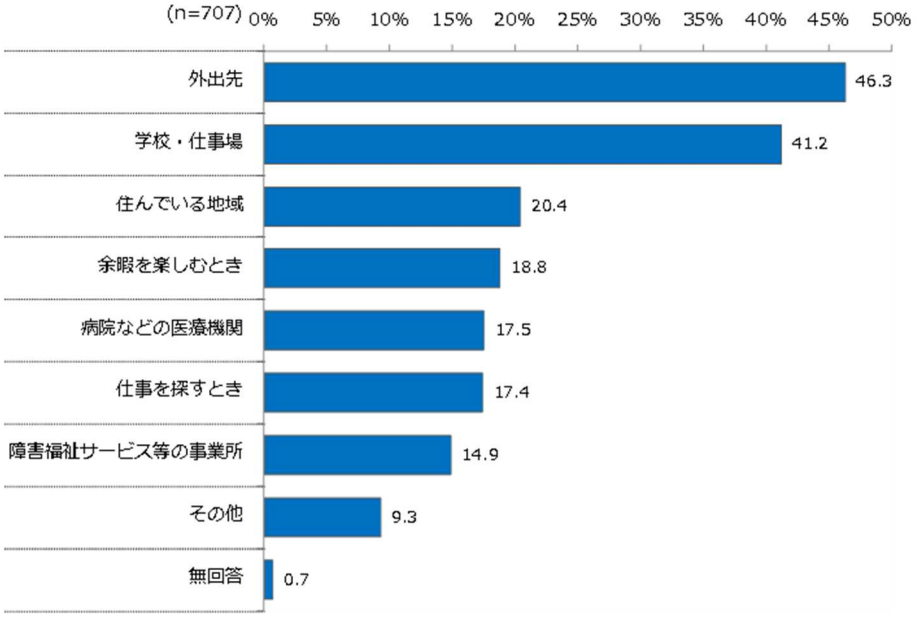

課題　　障害についての啓発活動や障害のある人とない人との交流の機会がより広がることが必要です。

(2) 施策の方向性

共生社会に向けて、障害に対する市民の理解を深めるため、啓発事業の推進や障害のある人とない人の交流の機会の拡大を図り、心のバリアフリーを推進します。

(3) 具体的な施策

- 「障害者週間」に合わせ、障害者福祉大会、街頭啓発、作文・ポスターなどの作品展による啓発活動を実施します。
- 障害者相互の交流を図るとともに、体力の維持向上と社会参加意識の高揚のため、ボウリング大会を実施します。

- 人権啓発活動を全市的取組、地域密着型取組により実施します。
- 地域生活を支える民生委員・児童委員や愛育委員等に対して、ピアサポーター等を活用し、精神障害に関する理解を深めるための研修会を実施します。
- 小中学生等を対象に、障害について学ぶ授業を実施します。
- ヘルプマークなど障害者に関するマークの周知を、ポスターやチラシの提供、ヘルプマークの見本貸与等により行い、障害についての理解の促進を図ります。
- 心の不調を抱える方の早期発見やサポートに役立つ研修を実施します。

2　当事者活動への支援

(1) 現状と課題

市取組　　地域生活支援事業にて当事者会や家族会への支援及び岡山市精神障害者ピアサポート活動支援事業を実施しています。

課題　　物理的・心理的負担から実行することが困難な遠方の外出や社会参加の機会を確保、拡大することが必要です。

課題　　ピアサポートに対する理解や認知を広げるには、ピアサポートの有効性について周知していく必要があります。

(2) 施策の方向性

当事者会、家族会等を育成するとともに、お互いの交流や地域住民との交流を行う活動を支援します。

(3) 具体的な施策

- 障害者及び家族等の支援者が互いに支え合い、ともに活動する事業や研修会、地域との交流事業を支援します。
- 心のふれあい交流会事業として、日帰りバス旅行を実施します。
- 岡山市精神障害者ピアサポート活動支援事業として、ピアサポーターの養成や派遣を行い、障害者の活動の活性化を図ります。

3　権利擁護の推進

(1) 現状と課題

法制度　　知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理やサービスの利用契約などを行うことを支援し、これらの人の財産や権利を保護するための制度として、成年後見制度があります。

データ　　「福祉に関するアンケート調査」で成年後見制度について知っているかをたずねた設問（問４７）では、「名前も内容も知っている」との回答は約３２％にとどまっています。

課題　　「福祉に関するアンケート調査」の最後の自由記述では、将来、親などの介護者がいなくなったあとに関する意見が最も多く寄せられており、制度を広く周知すること、制度を利用しやすくするための支援が求められています。

障害者

問 47　各種法律についての言葉の認知度

問 47　あなたは次の言葉についてご存じですか。(①から⑤それぞれに○を１つ)

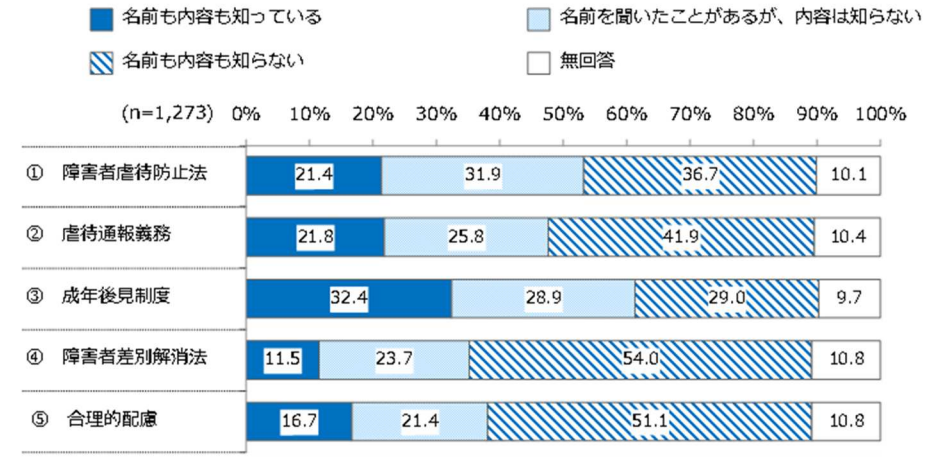

(2) 施策の方向性

個人財産の適切な管理につながる支援を行うため、民法改正に伴う成年後見制度の見直しに対応するとともに、制度周知を図ります。あわせて、社会福祉法改正に伴う地域権利擁護に関連する事業を推進します。

(3) 具体的な施策

- 民法改正に伴う成年後見制度の見直し内容を踏まえた制度周知に努めるとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 身寄りのない人などには、市長による成年後見申立てを行い、後見人等の報酬の負担が困難な人には、助成を行います。
- 地域権利擁護に関連する事業を推進します。
- 障害者本人に対する意思決定支援（意思を形成及び表明する段階の支援を含む。）を踏まえた自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員に対して「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（意思決定支援ガイドライン）の普及を図ります。

４　虐待の防止

(1) 現状と課題

市取組　　平成２４年１０月に施行された障害者虐待防止法に基づき、本市においても障害者虐待相談窓口を設置しています。

データ　　「福祉に関するアンケート調査」で障害者虐待防止法や虐待通報義務について知っているかをたずねた設問（問４７）では「名前も内容も知っている」との回答が約２１％にとどまっています。

課題　　障害者虐待防止法及び相談窓口について、さらなる周知を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

障害者虐待の防止と早期発見に向け、障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待の通報があった場合には迅速に対応します。

(3) 具体的な施策

- 虐待に当たる行為や通報義務についての研修・啓発を実施します。
- 家庭内や事業所等で虐待があった場合、その原因をしっかりと把握し、障害者と養護者をともに支援し、事業者に対して改善及び再発防止を求めていきます。
- 精神科病院における虐待防止措置及び虐待通報の周知を図ります。
- 虐待の早期発見や防止に向け、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止研修の実施、虐待防止責任者の設置について指導を行います。

5　障害者差別解消法に基づく対応

(1) 現状と課題

法制度　　平成２８年４月に施行された障害者差別解消法においては、「障害を理由とする差別」の禁止と合理的配慮の提供について規定されました。

法制度　　また、令和６年４月に障害者差別解消法の一部改正法が施行され、障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材の育成・確保の責務の明確化、及び、事業者による必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されました。

データ　　一方で、「福祉に関するアンケート調査」で障害者差別解消法や合理的配慮について知っているかをたずねた設問（問４７）では「名前も内容も知っている」との回答はそれぞれ約１１％、約１７％にとどまっています（グラフは前頁参照）。

課題　　差別の解消に向けて、一層取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の方向性

国が作成する基本方針を基に、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発を行うとともに、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更を意味する合理的配慮の提供を徹底するなど、職員対応要領の周知、障害者差別解消支援地域協議会での協議等、差別の解消に向けて取り組んでいきます。

(3) 具体的な施策

- 差別の禁止に関する広報、啓発を行います。
- 本市職員の職員対応要領のさらなる周知に取り組み、窓口等における障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別を効果的かつ円滑に解消することの協議を行います。

第２ 安全・安心な生活環境の整備

この分野のポイント

障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを進めるためには、住宅、道路、公共施設、公共交通機関など、生活を支えるあらゆる環境がユニバーサルデザインの視点に基づいて整備されている必要があります。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が安全に安心して地域で暮らせる生活環境の実現に向け、ユニバーサルデザインの考え方を基盤としながら、住まいから移動経路、公共施設、それらをつなぐ公共交通機関に至るまで、生活のあらゆる場面の環境整備を進めるため、本分野では次の５つの視点から施策を展開します。

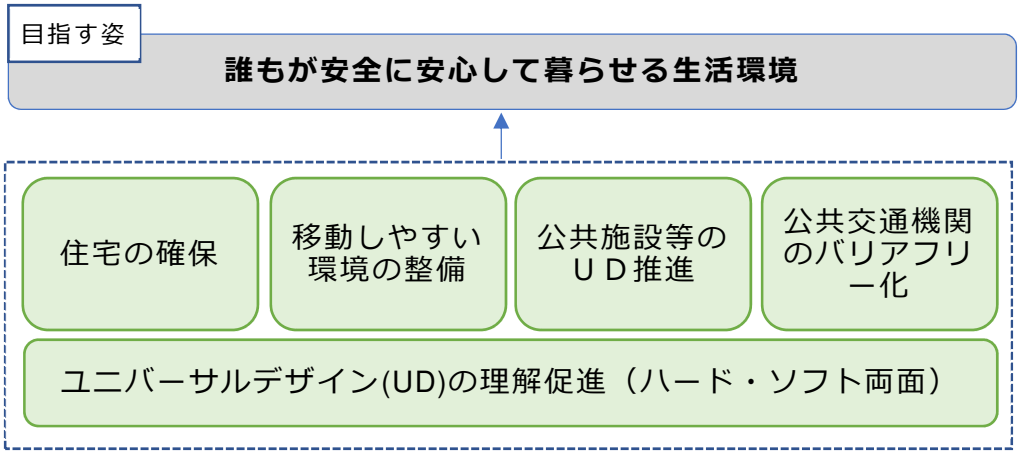

１　ユニバーサルデザインの理解促進

(1) 現状と課題

課題　障害者や高齢者、外国人等が増加する中、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、誰もが暮らしやすい地域社会の実現をめざすユニバーサルデザイン・共生社会の考え方に基づき、市民、事業者、行政が共通認識を持ち、様々な分野においてハード・ソフト両面の取組を推進していくことが求められています。

(2) 施策の方向性

ユニバーサルデザインの考え方について、正しい理解を促進するための機会を提供するとともに、実践できる人づくりに取り組みます。

(3) 具体的な施策

- 障害者福祉大会、人権フェスティバル、ユニバーサルデザインに関する本の展示や街頭啓発等により、ユニバーサルデザインについての周知・啓発を進めます。

2　住宅の確保

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、地域生活で必要と思う支援をたずねた設問（問２１）では、「障害者に適した住居の確保」との回答が約３２％ありました。

課題　障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくためには、障害があっても暮らしやすい住宅になっていることが重要です。特に身体障害者に対してはユニバーサルデザインに基づいた視点が大切ですが、障害者等の世帯は賃貸住宅市場から敬遠されることがあり、自立した生活を営むことの妨げとなっているケースがあります。

(2) 施策の方向性

障害者が生活しやすい住宅の整備を進めるとともに、市営住宅における入居選考時の優遇措置、住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅や、居住サポート住宅などの住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び紹介を行い、住宅についての情報提供の充実など障害者が良好な住宅環境で暮らせるよう支援します。

(3) 具体的な施策

- 市営住宅の入居者選考時に障害者に対する優遇措置を行います。
- 下肢障害者向け市営住宅の整備に努めます。
- 岡山市営住宅バリアフリー化リフォーム事業を推進します。

- 身体機能の低下や身体の障害のために、日常生活に介助を要する障害者が自宅において暮らしやすい生活ができるよう、住宅を改造する場合に費用の一部を助成します（すこやか住宅リフォーム助成事業）。
- セーフティネット住宅、居住サポート住宅の登録及び紹介を行います。

3　移動しやすい環境の整備

(1) 現状と課題

法制度　　平成３０年度のバリアフリー法の一部改正を踏まえ、面的・一体的なバリアフリー化の推進を図るため、移動等円滑化促進方針と移動等円滑化基本構想を示す「岡山市バリアフリー基本計画」を令和４年３月に策定しました。

データ　　「福祉に関するアンケート調査」で、地域生活で必要と思う支援をたずねた設問（問２１）では、「外出（移動）手段の確保」との回答が約４２％ありました。また、外出するときに困ることをたずねた設問（問２６）では、身体障害者の「道路や駅に階段や段差が多い」が約３４％で最も多くなっています。

課題　　道路や公共交通機関が整備され、誰もが不自由なく行動できるような交通空間を作っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

歩道の整備や放置自転車対策等により、障害者が安全で通行しやすい道路の整備に努めます。

(3) 具体的な施策

- 歩道及び点字ブロックの整備、歩道の段差の解消、歩行者と自転車の分離、放置自転車に対する指導等を進めます。

4　公共施設等生活関連施設のユニバーサルデザインの推進

(1) 現状と課題

データ　　「福祉に関するアンケート調査」で、外出するときに困ることをたずねた設問（問２６）では、身体障害者の約１６％が「外出先の建物の設備が不便」と回答しています。

課題　不特定多数の人が利用する公共施設等について、誰もが使いやすいものとなるよう整備を進める必要があります。

(2) 施策の方向性

不特定多数の人が利用する公共施設等について、誰もが使いやすいものとなるよう、公共施設の整備や民間施設への支援などに努めます。

(3) 具体的な施策

- 公共施設の段差の解消、トイレの改善等の整備や民間施設のユニバーサルデザインの促進に努めます。
- 岡山市設計支援委員の意見を聴く会により、不特定多数の人が利用する施設の整備にあたっては、利用する立場からの意見をいただき、高齢者、障害者など誰もが使いやすいものとなるよう努めます。

5　公共交通機関のバリアフリー化の推進

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、外出するときに困ることをたずねた設問（問２６）では、身体障害者の約２０％が「列車やバスの乗り降りが困難」と回答しています。

課題　道路や公共交通機関が整備され、ユニバーサルデザインやバリアフリー化により、誰もが不自由なく行動できるような交通空間を作っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

公共交通機関について、障害者が利用しやすいものとなるよう努めます。

(3) 具体的な施策

- 鉄道駅やバス停留所において、バリアフリー化を進めます。
- 路面電車やバス事業者に対する低床車両導入の働きかけを行います。

第３ 情報の利用しやすさの向上及び社会参加等の機会確保

この分野のポイント

障害のある人が、障害福祉に関する情報や選挙、行政手続きなどの必要な情報を得やすくするとともに、周りの人や行政との意思疎通を円滑に行えるようにすることが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が必要な情報を得やすく、周りの人や行政との意思疎通を円滑に行えるようにするとともに、社会参加・行政手続きの機会が確保される社会の実現に向け、本分野では次の４つの視点から施策を展開します。

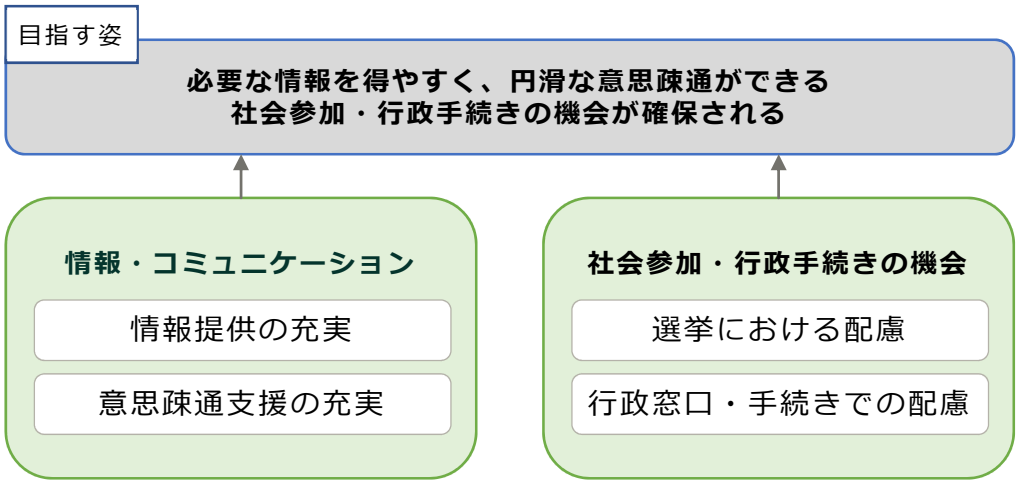

１　情報提供の充実

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、障害福祉サービス等の情報の入手先をたずねた設問（問４４）では、「サービス事業所の人や施設職員」との回答が約３２％、「インターネット、ＳＮＳの利用」との回答が約２６％ありました（障害児を対象とした同様の設問（問３４）では約５２％で情報源の第１位）。

課題　市が発信する情報について、障害の特性に配慮した発信（音声版・点字版の作成等）を引き続き行うとともに、誰にでもわかりやすいものとなるよう努める必要があります。インターネット、ＳＮＳは有力な情

報伝達手段として期待される一方、トラブル防止のためのルール作りなど今後の対応が重要です。

(2) 施策の方向性

市が発信する情報については、誰もがわかりやすいものとなるように努めるとともに点字版や音声版、文字拡大版等、障害者へ配慮した形で提供するように努めます。会議・イベント、市長の記者会見等において、手話通訳者・要約筆記者等の配置を進めます。

(3) 具体的な施策

- 「市民のひろばおかやま」、「市議会だより」、「障害者のしおり」等について、音声版、点字版の作成を行います。
- ホームページなどで情報提供を行う際は、ウェブアクセシビリティに関する最新の規格等を踏まえ、キーボード操作のみでも利用できる仕様や、動画への字幕・音声解説の付与などに努めます。
- 点字新聞購読料を助成します。

2 意思疎通支援の充実

(1) 現状と課題

法制度　岡山市手話言語等の普及及び理解の促進に関する条例が平成３０年４月１日に施行されました。また、手話に関する施策の推進に関する法律が令和７年６月２５日に施行されました。

課題　手話等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境整備のため、手話通訳者・要約筆記者等の養成及び派遣を行っており、今後も意思疎通支援の充実を図っていく必要があります。

(2) 施策の方向性

手話通訳者・要約筆記者等の養成、派遣を行うとともに、手話や要約筆記等に対する市民や事業者の理解を促進し、地域生活や社会参加のための意思疎通を円滑に行えるよう支援します。

(3) 具体的な施策

- 手話通訳者・要約筆記者等の養成及び養成に対する支援を行います。

- 官公庁・学校・病院等を利用する際に手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。
- 会議・イベント等の開催にあたり、主催者による手話通訳者・要約筆記者等の配置が推進されるよう周知します。
- 本市及び県内の消防局職員に対して手話に関する研修の場を設け、緊急時の意思疎通を円滑に行える環境を整えます。

3　選挙における配慮

(1) 現状と課題

国動向　　国は、投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置、代理投票の適切な実施、選挙人を介護する者等の投票所への同伴に関する周知、指定病院等における不在者投票の適切な実施など、選挙における障害者への配慮の充実を求めています。

課題　　障害の特性に応じて、誰もが自らの意思に基づき円滑に投票できる環境を整える必要があります。

(2) 施策の方向性

障害のある人が、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票所の環境整備や投票方法に関する周知を進めます。

(3) 具体的な施策

- 投票所のバリアフリー化や、障害者の利用に配慮した投票設備の設置を進めます。
- 代理投票の適切な実施や、選挙人を介護する者等が投票所に同伴できることについて、周知を図ります。
- 指定病院等における不在者投票が適切に実施されるよう努めます。

4　行政窓口・手続きでの配慮

(1) 現状と課題

課題　　窓口等における手続きが円滑に行えるよう、コミュニケーション手段を確保する必要があります。

(2) 施策の方向性

障害特性に応じた配慮や円滑なコミュニケーション手段の確保により、窓口等における手続きを利用しやすいものとします。

(3) 具体的な施策

- 各区役所等に設置された手話通訳者又は手話通訳者・要約筆記者の派遣により行政窓口での手続きを円滑に行えるよう支援します。
- 本市職員の職員対応要領のさらなる周知に取り組み、窓口等における障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。

第４ 防災、防犯等の推進

この分野のポイント

大規模な災害や新型感染症の発生時にも、障害のある人が円滑に避難し、必要な支援を受けられる体制を整えるとともに、地域における防犯・防災・交通安全への取組を進め、日常生活の安全・安心を確保することが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が災害時や日常生活において安全に安心して暮らせる地域社会の実現に向け、本分野では次の２つの視点から施策を展開します。

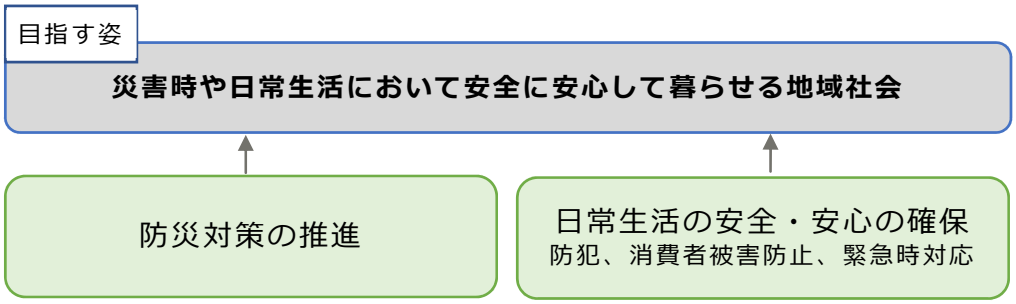

１　防災対策の推進

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、災害時に一人で避難できるかをたずねた設問（問４８）では、「できない」又は「わからない」との回答が約７１％、近所に助けてくれる人がいるかをたずねた設問（問４９）では、「いない」との回答が約４６％で、「わからない」と合わせて約７５％となっています。また、災害時に困ることをたずねた設問（問５１）では、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（約６３％）、「投薬や治療が受けられない」（約５３％）などの回答が多くなっています。

課題　大規模な風水害や地震において迅速な避難や救護が必要となるため、高齢者や障害者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制をあらかじめ整えておくことが重要です。

(2) 施策の方向性

災害時に情報が障害者に確実に届くよう、障害特性に配慮した様々な方法での情報伝達を推進するとともに、各地域における個別避難計画の策定を支援します。また、市内の社会福祉施設の施設管理者（社会福祉法人等）と「災害時における福祉避難所の指定に関する協定」の締結を進めることで、福祉避難所の協定施設数の拡充に努めます。

(3) 具体的な施策

- 避難行動要支援者名簿を作成し、地域における個別避難計画の策定を支援します。
- 災害時には、防災行政無線、市のホームページ、緊急速報メール（携帯電話）、岡山市防災メール（日本語版、多言語版）、放送事業者（緊急割り込み放送等）、広報車、緊急告知ラジオ等あらゆる手段を活用し、地域住民のほか、避難支援に関する関係団体へ、避難に関する呼びかけ等の災害情報を提供します。
- 視覚障害者や聴覚障害者の携帯電話への緊急速報メール配信サービスの活用や岡山市防災メールの登録等について周知します。
- 地域における避難訓練の実施を支援します。
- 福祉避難所の理解促進のため、市民への周知に努めます。
- 庁内関係各所と連携し福祉避難所協定の未締結施設へ働きかけを行って、協定施設数のさらなる拡充に努めます。

2　日常生活の安全・安心の確保（防犯・消費者被害防止）

(1) 現状と課題

法制度　　岡山市安全・安心まちづくり条例が平成１７年４月１日に施行されました。

課題　　障害のある人が犯罪や性被害、消費者被害等に巻き込まれないために、引き続き、関係機関と連携して、障害のある人の特性に配慮した取組を推進することが必要です。

(2) 施策の方向性

防犯・防災・交通安全についての啓発に努めるとともに、地域における高齢者や障害者の見守り活動、防犯・防災パトロールや講習会、訓練、啓発活動などによる防犯・防災・交通安全活動等を支援します。

(3) 具体的な施策

- 安全・安心ネットワークが行う防犯交通安全活動、防災活動、環境美化活動、地域福祉活動、健康づくり活動等を支援します。
- 障害者の消費者被害防止のため、関係団体・行政等が連携した見守り体制の構築や、消費生活相談における障害特性に配慮した相談体制の整備や、障害のある人及び障害のある人を支援する人への情報発信等の啓発について検討します。

3　日常生活の安全・安心の確保（緊急通報・その他）

(1) 現状と課題

市取組　　本市は、音声による通報が難しい方のために、Ｎｅｔ１１９緊急通報システムを導入し、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行える体制を整えています。

課題　　Ｎｅｔ１１９緊急通報システムの利用は事前登録が必要なため、認知度を高めていく必要があります。また、スマートフォン等を用いての通報となるため、スマートフォン等の操作に不安がある方への対応が課題です。

(2) 施策の方向性

急病や災害等の緊急時に連絡が困難な人の通報体制の整備を図ります。また、障害者支援施設等を利用する障害者が安心して生活できるように、防犯カメラの設置やブロック塀の改修等、防犯対策及び安全対策の強化を含んだ施設整備の支援を行います。

(3) 具体的な施策

- 家庭での事故や急病などの際に助けを求める緊急通報装置設置事業を推進します。
- ファクスによる１１９番通報を受け付けます。

- 会話に不自由な聴覚・言語機能に障害のある方が、全国どこからでも音声によらない緊急通報を行えるよう、Ｎｅｔ１１９緊急通報システムを推進します。
- 本市及び県内の消防局職員に対して手話に関する研修の場を設け、緊急時の意思疎通を円滑に行える環境を整えます。（再掲）
- 障害福祉施設等が建築基準法・消防法の基準に適合するための改修や、消火設備の設置にかかる費用の一部を助成します。
- 災害時等による長時間停電時においても、日常生活が継続できるよう、在宅で人工呼吸器等を使用している方へ非常用電源装置の購入に関する費用の助成を行います。

第５ 保健・医療の推進

この分野のポイント

障害の原因となる疾病の予防や早期発見に努めるとともに、障害のある人が身近な地域で必要な医療や療育を受けられる体制を整え、地域で安心して暮らし続けられるよう支援することが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害の原因となる疾病の予防から、必要な医療の提供、精神障害者の地域生活支援、そして複合的な課題への対応まで、一連の流れを通じて障害のある人が健やかに安心して地域で暮らせる社会の実現を目指し、本分野では次の６つの視点から施策を展開します。

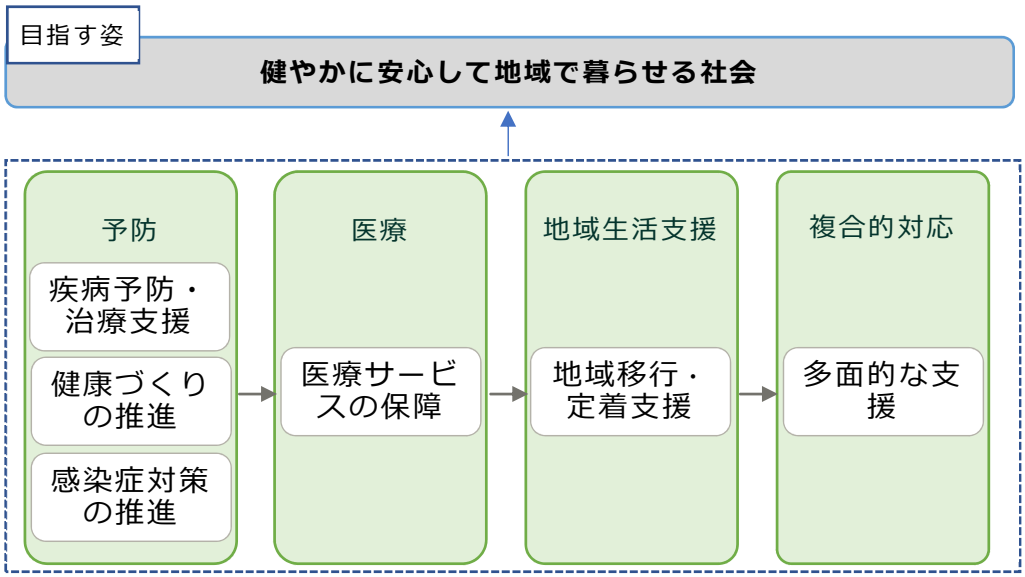

１　健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援

(1) 現状と課題

課題　　障害の原因となる疾病を予防するとともに、障害がある場合には、適切な医療・生活支援・リハビリテーションを提供することが重要です。

(2) 施策の方向性

各種健診を実施することにより、障害の原因となる疾病を予防し、また障害がある場合は、早期に発見し、早期の治療と適切な支援へとつないでいきます。

(3) 具体的な施策

- 妊産婦、乳幼児に対し、妊娠・出産・育児に関する相談や健康教育を行い、健康維持に努めます。
- 妊産婦健康診査の充実・受診の徹底を図り、安心・安全な妊娠・出産ができるよう支援します。
- 先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査を実施し、医療が必要な人には、早期に適切な医療に結びつけられるよう支援に努めます。
- 乳幼児健康診査を実施し、必要な人には精密検査を行うなど、疾病、発育、発達の遅れ、障害等を早期に発見し、適切な支援を行います。

2　健康づくりの推進

(1) 現状と課題

市取組　　本市は「健康市民おかやま２１（第３次）」に基づき、各種健診の実施や市民に対する正しい知識の普及啓発など様々な取組を実施しています。

課題　　今後も、生活習慣病の予防など、地域で健やかに暮らしていけるための健康づくりを推進していく必要があります。

(2) 施策の方向性

地域で健やかに暮らしていけるよう、「健康市民おかやま２１（第３次）」等に基づく取組を推進していきます。

(3) 具体的な施策

- 生活習慣病の予防として、より多くの市民に正しい知識や実践方法等の普及・啓発を図るため、食生活、運動、生活習慣改善、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）、健診・がん検診等をテーマに健康教育・健康相談を実施します。
- 健康診査等を実施し、疾病の早期発見や健康維持を図ります。

- 人工透析導入の最大要因である糖尿病の予防や、慢性腎臓病（ＣＫＤ）対策に取組ます。
- 脳血管疾患と心疾患を含む循環器疾患の予防のため、高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病の対策に取組ます。

3　感染症対策の推進

(1) 現状と課題

経緯　　令和２年１月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後全国に広がり、クラスターと呼ばれる集団発生事例も多数みられました。

課題　　障害のある人が新興感染症流行時にも安心して必要な支援を受けられるよう、支援体制や情報提供、医療機関等との連携を整えることが課題です。

(2) 施策の方向性

生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症等の対策としては、感染者を出さないよう、事前の徹底した予防が必要です。また、万が一感染症が発生してしまったときでも、障害者及び家族、事業者並びに行政機関が協力して、障害福祉サービスが継続して提供されるよう情報を共有し、感染対策マニュアルを作成して備えておく必要があります。

(3) 具体的な施策

- 施設が感染症対策マニュアル策定や定期的な実地訓練などを行う場合、求めに応じて相談・助言を行います。
- 事業所との連携により情報収集に努め、必要な施策等について、国、県、各課と連携し、迅速な実施に努めます。
- 緊急を要する事項、必要な事項については、国に対して制度の創設等や自治体を超えた応援、財源措置を働きかけていきます。

4　保健・医療サービスの保障

(1) 現状と課題

市取組　　障害者（児）の歯と口腔の健康は全身の健康やＱＯＬ（生活の質）への影響が大きく、本市では一般歯科医療機関で障害者（児）歯科診

療が行える体制整備を進めており、多くの障害者入所施設において歯科検診が実施されています。

データ　難病患者及び小児慢性特定疾病児童等は病状の進行状況に応じた療養環境の確保や療養生活支援が必要であり、在宅患者（児）のニーズも多様化しています。ＨＩＶ感染者・エイズ患者の新規報告数は減少傾向にあります。

課題　障害者（児）が歯科受診しやすい環境づくりや適切な療育の確保、難病患者等への多機関連携による支援、エイズ患者に対する地域住民の理解促進など、身近な地域で必要な医療・療育を受けられる体制を整える必要があります。

(2) 施策の方向性

歯科専門職が訪問看護師、施設職員などと連携しながら口腔ケアを充実させる等の健康支援を行うとともに、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等、エイズ患者等、特定の疾病・症状を有する人への専門的な相談支援や療養生活支援の充実を図ります。

(3) 具体的な施策

【歯科口腔保健・医療の充実】

- 食事や会話が楽しめるよう歯と口腔の健康の保持・増進についての啓発を進めていきます。
- 一般歯科医療機関でも障害者（児）歯科診療が行えるよう、研修を行い、障害者（児）を受け入れる歯科医療機関の情報を公開します。
- 在宅で生活する障害者（児）や医療的ケア児も定期的に口腔ケアや歯科診療が受けられるよう、歯科訪問診療を行う歯科医療機関の増加を目指します。
- 障害者（児）入所施設職員対象に口腔ケアの重要性に関する啓発を行います。

【保健・医療、療育体制の充実】

- 人工呼吸器や人工透析等を必要とする在宅療養患者（児）が安心して地域で暮らしていくことができるよう、在宅医療の推進を図るとともに、関係機関と連携し在宅療養を支援していきます。

- 岡山市障害者基幹相談支援センターサブセンターで療育に関する必要な助言等を行います。
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）及び心身障害者医療費助成について、活用されるよう周知を図ります。
- 発達障害児とその保護者に対する早期からの専門的な支援が行われるよう、医療・福祉・教育等に向けての研修を行うとともに、地域支援体制の強化を図ります。

【難病患者等に対する支援】

- 在宅の難病患者及び小児慢性特定疾病児童等とその家族が抱える日常生活及び療養上の問題について、保健師、看護師、専門の医師等による相談や面接・訪問等を実施します。特に、医療的ニーズの高い患者（児）や就労の問題を抱えた患者等の支援については、地域の医療機関、介護、福祉の関係機関と連携します。
- 各患者会による研修会や交流会が開催できるよう支援します。
- 難病相談支援センターにおいて、安定した療養生活を送るための相談対応や、就労支援に取組ます。
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等が利用可能な医療、福祉制度について普及啓発に取り組んでいきます。

【エイズ対策の推進】

- エイズやＨＩＶに関する偏見をなくして患者への理解が促せるよう、また、エイズのまん延を防止するため、市民参加の出前講座や医療従事者向け研修会を実施します。
- ＨＩＶ感染症を早期に発見し支援するために、抗体検査やカウンセリングを実施します。
- ＨＩＶ感染や療養に関する相談のため、エイズホットラインを実施します。

5　地域移行・定着支援

(1) 現状と課題

国動向　　国は平成２９年３月に、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることを示しました。また、令和４年に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、法の目的として、精神障害者の権利擁護を図ることが明記されました。

市取組　　本市は平成２２年度から、長期入院精神障害者への退院支援や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んできました。また、精神科病院の入院者の意思表明支援についても令和５年度から先駆的に取り組んできました。

データ　　長期入院患者数（１年以上）は年々減少傾向にありますが、退院時の住居確保を含む支援体制は十分とは言えない状況です。また、医療保護入院者は年々増加傾向にあります。あわせて、自立支援医療（精神通院医療）受給者も年々増加傾向にあります。

課題　　退院支援や地域生活継続支援、未治療・治療中断者への危機介入、精神疾患の予防や早期受診に向けた支援、救急受診が必要な場合の医療機関受け入れ体制など、精神障害者が地域で安心して暮らし続けることができる体制の充実が必要です。特に統合失調症を中心とした精神疾患の好発年齢は１０代から２０代前半であり、早く治療導入した人は未治療期間が長い人に比べて予後が良好とされていますが、知識の不足や偏見により受診が遅れている状況があるため、発病前及び発病後の正しい対応の普及啓発や、早期の受診に向けての支援も重要です。また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の目的に沿うように、精神障害者の権利擁護を図る体制の充実も必要です。

(2) 施策の方向性

長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を今後も継続的かつ効果的に実践していくために、病院や地域援助事業者、地域生活支援拠点、岡山県等との連携を強化するとともに、支援の担い手の育成に努めます。

また、未受診や治療中断などにより地域生活の維持が困難となっている精神障害者への危機介入を行うほか、「健康市民おかやま２１（第３次）」によるこころの健康づくりや精神疾患・精神科医療の正しい知識の普及、身近な相談支援体制の充実に取り組むとともに、救急受診を要する精神疾患患者の医療機関への受け入れが迅速かつ円滑に行われる体制を整備します。加えて、精神科病院入院者への権利擁護を図る体制も整備します。

(3) 具体的な施策

【地域移行・地域定着の推進】

- 長期入院精神障害者への面接支援を行いながら病院等と協働し、退院意欲の向上を図ります。
- 入院中又は地域で生活する精神障害者に対して、ピアサポーターの派遣を実施します。
- 住居の準備、経済的基盤の確保、社会参加の機会の確保、家族調整等地域生活で必要な支援を行います。
- 安定した地域生活の継続のため、アウトリーチ（訪問支援）等の支援を実施します。
- 地域で生活している精神障害者と地域住民が直接交流する機会を提供します。
- 精神科病院や地域援助事業者を対象に、情報交換会や研修会を開催します。
- 精神障害者の退院後及び外来通院時に、就労を含めた切れ目のない支援の充実を目指します。

【未治療者等への危機介入】

- 地域生活の破綻や病状悪化による入院を可能な限り回避するため、精神科医師を含む多職種チームでのアウトリーチ（訪問支援）を実施します。
- 医療機関、地域援助事業者、消防、警察等関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

【精神疾患の予防及び相談支援の推進】

- イベント等において精神疾患の正しい知識や相談窓口についての普及啓発を実施します。
- 精神科医によるこころの健康相談や訪問相談を実施します。
- 保健師、精神保健福祉士等による電話、面接、訪問相談を実施します。
- 中学生等を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。
- 発症早期の人が適切な支援を受けられるよう、家族会による家族等への心理教育の実施を支援します。
- 内科や小児科等のかかりつけ医を対象に、こころの健康問題に適切に対応するための研修を実施します。
- 心のサポーター養成研修を通じて、市民が身近な人のこころの不調に対応する知識の習得を支援します。

【精神科救急医療体制の整備】

- 精神科病院群輪番制度により、休日・夜間の精神科救急患者の受け入れ体制を確保します。
- 精神科救急情報センターを整備し、休日・夜間に精神科に係る救急相談に対応します。
- 身体・精神合併症救急連携事業により、身体疾患を合併する精神疾患患者の医療機関への円滑な受け入れを図ります。

【精神科病院入院者の権利擁護】

- 非自発的入院（措置入院・医療保護入院）の適否や退院請求・処遇改善請求に対し、迅速かつ厳格な審査を行います。
- 精神科病院に入院中の患者の意思表明支援のため、研修を受けた第三者が病院訪問を行う「入院者訪問支援事業」を実施します。
- 精神保健福祉法の改正（令和６年４月全面施行）により、精神科病院の従事者による障害者虐待の通報が義務化されたことを踏まえ、市民や関係者からの通報を受け付ける体制を整備します。

6　多面的なかかわりを要する障害者等への支援

(1) 現状と課題

データ　　不登校、ひきこもり、暴力、自傷行為など、不安定な思春期心性に関連した問題が複雑化・深刻化しています。また、若者や働き盛り世代の自殺等の課題も重積しています。

課題　　児童思春期の精神保健、ひきこもり者への支援、自殺対策のそれぞれについて、関係機関と連携した質の高い対応が求められています。

(2) 施策の方向性

思春期の複雑な心の問題、ひきこもり、自殺のおそれがある状態など、多面的なかかわりを要する障害者等に対して、保健所、こころの健康センター、学校、こども総合相談所、ひきこもり地域支援センター、発達障害者支援センター、精神科医療機関等の関係機関が連携し、それぞれの状況に応じた支援に取組ます。

(3) 具体的な施策

【児童思春期の精神保健の推進】

- 専門職による思春期こころの健康相談を実施します。

- 中学生等を対象に精神疾患について学ぶ授業を実施します。

【ひきこもり者への支援の推進】

- ひきこもり者本人やその家族等に対し面接、訪問、電話等による相談を実施します。
- ひきこもり者の居場所や他者と交流できる場を提供するなど、段階的な社会参加を支援します。
- 家族等が情報交換しながら、ひきこもり者に対する理解を深め、関わり方について考える家族教室を開催します。
- ひきこもり者を支援する従事者に対する研修を実施します。
- 教育、労働等関係機関とのネットワークを整備します。

【自殺対策の推進】

- 自殺予防週間や自殺対策強化月間等において普及啓発を推進します。
- 自殺を考えている人、自殺未遂者及び自死遺族に対し、関係機関・団体と連携した包括的な相談支援を実施します。
- 地域住民、職業団体、大学生等の若者、関係機関の職員等を対象とした幅広い人材育成を行い、悩みを持つ人や自殺ハイリスク者への気づきと見守りを推進します。
- 自殺未遂者支援の強化と連携体制づくりを推進します。

第６ 意思決定支援の推進・自立した生活の支援

この分野のポイント

障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重しながら安心して暮らしていく共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活を営む上で必要な支援を、身近な場所で切れ目なく受けられることが必要です。相談支援から専門的な支援、サービスの確保、こどもへの支援まで、一人一人の状況に応じた支援体制を充実させることが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が自らの意思に基づいて生活を選択できるよう、身近な相談を通じた意思決定支援を行うとともに、必要な福祉サービスや日常生活の支援につなげます。誰もが地域で自立した生活を送れる社会の実現に向け、本分野では次の５つの視点から施策を展開します。

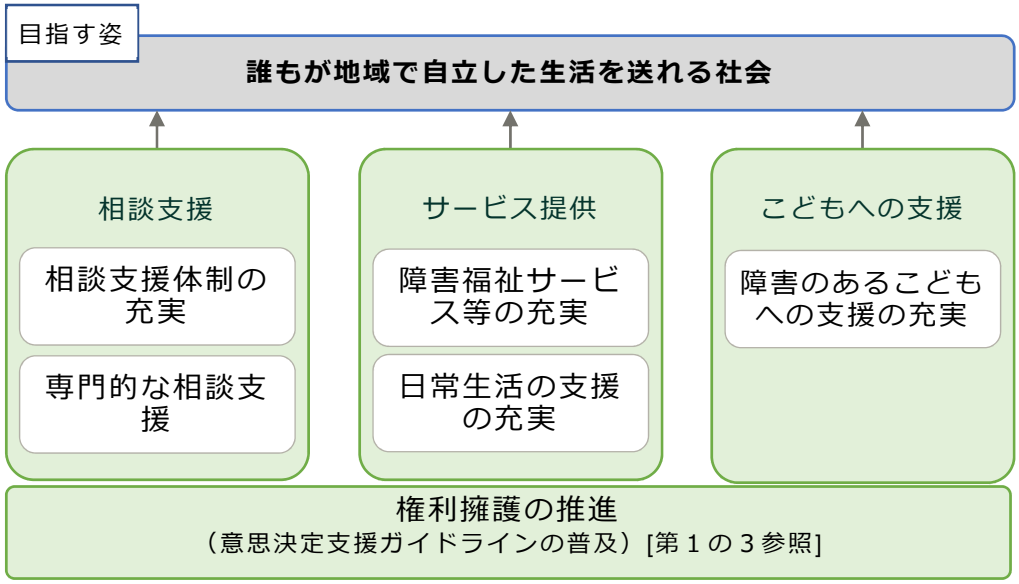

１　相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、福祉サービスを受けようとする時に困ることをたずねた設問（問３７）では、「どのようなサービスが利用できるかわからない」との回答が約３４％、「事業者を選ぶための情報が少ない」との回答が約２３％ありました。

課題　相談機関の専門性を高めるとともに、対応が難しい場合にはバックアップできる仕組みを構築する必要があります。また、障害のある子と要介護の親の問題など、世帯単位で支援につなげていく必要のある複合的な課題も顕在化しており、関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら一層の連携を進めることが必要です。

(2) 施策の方向性

地域で身近な相談に応じている保健センター、障害者基幹相談支援センターサブセンター等において、きめ細かな相談支援を行うことができるよう関係機関との連携の強化に努め、市全体で受け止める相談体制を構築します。複合的な課題を抱えた個人や世帯に対して、適切な支援につなげていく総合相談支援体制づくりを着実に進めていきます。市の関係職員のほか、相談支援事業所、身体・知的障害者相談員等の資質の向上を図ります。

(3) 具体的な施策

- 福祉事務所、保健センターでの相談支援の質の向上に努めます。
- 障害者自立支援協議会を軸とした関係機関の連携の強化及び資質の向上を図ります。
- 相談支援包括化推進員を配置し、多機関協働による総合相談支援体制を推進します。
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員に研修を行い、資質の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員との情報共有に努めます。
- 岡山市社会福祉協議会との連携を図ります。
- 相談支援体制の充実については、障害福祉計画において相談支援体制の強化や、必要なサービスの見込等を定めていきます。
- 家族と暮らす障害者の家庭・家族を支援するとともに、ピアサポーターの育成、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化など、当事者・家族による相談活動の充実を図ります。

2　専門的な相談支援

(1) 現状と課題

市取組　　障害者更生相談所、こころの健康センター、こども総合相談所、保健所・保健センター、発達障害者支援センターにおいて、それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談・支援を行っています。

(2) 施策の方向性

それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。

(3) 具体的な施策

- 障害者更生相談所において、身体障害・知的障害に関する専門的な相談・支援、補装具・自立支援医療・療育手帳の判定、各種機関などへの支援を行います。
- こころの健康センターにおいて、精神保健福祉に関するより専門性の高い相談支援を行います。
- こども総合相談所において、こどもたちが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう相談支援を行います。
- 保健所・保健センターにおいて、難病・ＨＩＶ・精神保健等の相談支援を行います。
- 発達障害者支援センターにおいて、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発や研修等を行います。

3　障害福祉サービス等の充実

(1) 現状と課題

データ　　「福祉に関するアンケート調査」で今後３年以内に新たに利用したいサービスをたずねた設問（問３９）では、「短期入所」（約２

２％）が最も多く、次に「移動支援」（約１７％）、「共同生活援助（グループホーム）」（約１３％）となっています。

障害者

問 39　今後３年以内に新たに利用したいサービスの内容

（問 39 は、問 38 で１．を選択した方）
問 39　現在利用していないサービスで、今後３年以内に新たに利用したいサービスがあれば教えてください。（あてはまるものすべてに○）

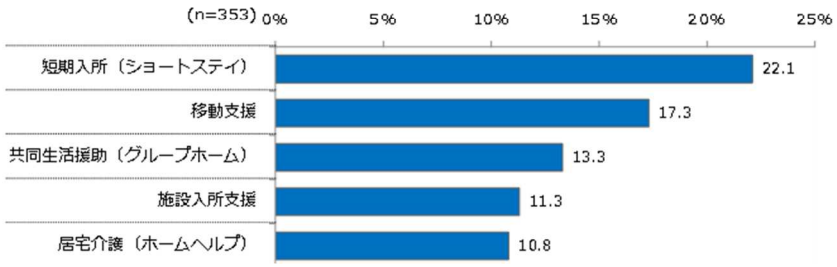

（障害者アンケート問３９の結果。上位５つを抜粋）

市取組　　岡山市地域生活支援拠点において、実務を通じて必要な知識や技術などを学ぶＯＪＴの手法を活用し、相談支援専門員の質の向上を図っています。

課題　　指定特定相談支援事業所や共同生活援助の拡充、施設や病院から地域生活への移行が課題となっているほか、高次脳機能障害や強度行動障害への対応など、高度な専門性が求められる事例も増加しています。

(2) 施策の方向性

障害福祉サービス等については、障害者が日常生活や社会生活を営んでいく上で重要なサービスであり、必要な量を障害福祉計画に定め、その確保に努めるとともに、質の向上を図ります。また、施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進を図ります。さらに、事業が円滑に実施できるように、引き続き国に対して制度の改善や財源措置を働きかけていきます。特に障害福祉サービス等を提供する上で、早急な対応が求められている課題の一つに強度行動障害への対応があり、処遇の困難な事例が多く、高度な専門性と対象者に特化した環境調整が求められます。今後、岡山県や他自治体、障害者基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センター等と連携し、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、定期的な研修を行うことで、予防的な視点や基本的スキルを共有します。

(3) 具体的な施策

- 施設や病院からの地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行の推進等の具体的な施策については、障害福祉計画で定めます。
- 強度行動障害について、学校教育から福祉サービスへの移行期における支援体制の充実を図るとともに、強度行動障害支援者養成研修等への参加を促し事業所での対応力を向上することで、障害福祉サービスの提供体制の充実に努めます。
- 専門的人材の確保、養成について、相談支援専門員の育成を行うため、引き続き経験年数の浅い相談支援専門員を対象に研修を行います。また、サービス従事者の処遇改善、職場環境の改善が図られるよう努めます。
- 障害福祉サービスを利用する人が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるよう、障害福祉サービス等情報公表制度を活用した情報提供を推進します。
- 高次脳機能障害者（児）について、庁内関係課と協力して相談支援体制の整備を検討します。

4　日常生活の支援の充実

(1) 現状と課題

市取組　　福祉タクシー助成事業やはり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、日常生活用具の給付など、障害者の日常生活を支援する取組を実施しています。

課題　　障害特性に応じた日常生活の支援の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

外出にタクシーを利用する重度の身体・知的障害者に対するタクシー利用料の一部助成、身体・知的障害者に対するはり・きゅう・マッサージ施術料の一部助成など、障害者の日常生活を支援する取組を継続します。

(3) 具体的な施策

- 福祉タクシー助成事業、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業、一人暮らし重度心身障害者などへの給食サービス委託事業を実施します。

- 有料指定ごみ袋の配布（重度障害者等）により、家庭ごみ処理手数料の支援を行います。
- 家庭からごみ・資源化物の搬出が困難な人に代わって、戸別収集等を行います。
- 身体障害者補助犬飼育費について助成するとともに、身体障害者補助犬のステッカー、リーフレットの配布等による啓発に努めます。
- 身体機能を補完・代替する補装具費を支給します。
- 日常生活をより円滑に行うための日常生活用具を給付します。
- 視覚やその他の理由で活字を読むのが困難な方のために、生活上必要な書類や説明書などの音訳・録音を行います。

5　障害のあるこどもへの支援の充実

(1) 現状と課題

データ　　障害児の保護者に対する「福祉に関するアンケート調査」で今後受けたいサービスをたずねた設問（問３０）では、「放課後等デイサービス」（約４１％）、「短期入所（ショートステイ）」（約３０％）、「日中一時支援」（約２２％）の希望が多くなっています。

障害児

問 30　現在利用していないサービスで今後利用したいもの

（問 30 は、問 29 で 1．を選択した方）
問 30　現在利用していないサービスで、今後３年以内に新たに利用したいサービスがあれば教えてください。（あてはまるものすべてに○）

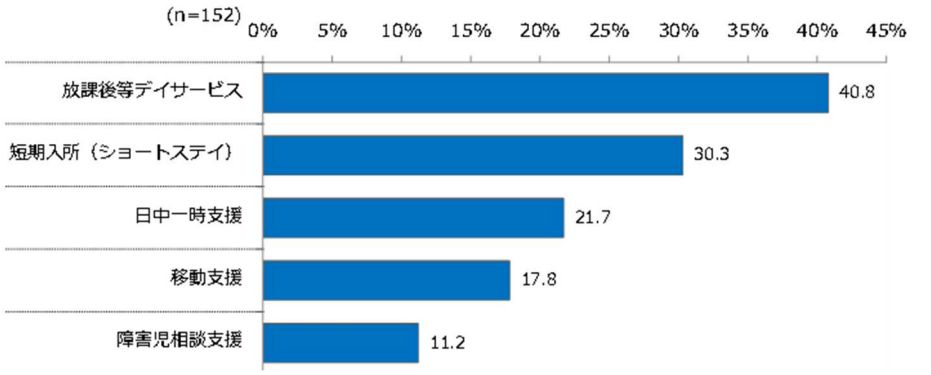

（障害児アンケート問３０の結果。上位５つを抜粋）

課題　　自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害や医療的ケア児等への支援の必要性が高まっており、適切な時期に療育が受けられる体制の整備や、相談窓口の充実が必要です。

(2) 施策の方向性

障害児が地域で安心して暮らすことができるよう、医療機関との連携を強化するとともに、障害児相談支援及び障害児通所支援等の充実を図り、適切な時期に療育が受けられるよう努めます。

(3) 具体的な施策

- 発達障害者支援センター、こども総合相談所、保健センター、児童発達支援センター等で専門的な相談支援を行います。
- 保育園・認定こども園、幼稚園において、障害のあるこどもの教育や保育を行い、心身の発達を促します。
- 障害のあるこどもも児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めます。
- 発達障害を専門とする職員が学校園より要請を受けて出向き、研修を実施します。現場職員の資質向上を図り、発達障害児の適応や自立の促進へとつなぎます。
- 発達障害児とその保護者の支援を目的に、プレ療育（就学前）、親子が安心して集える場などの機会を提供します。
- 障害者基幹相談支援センターサブセンターで療育に関する必要な助言等を行います。
- 障害児福祉手当、特別児童扶養手当、岡山市児童福祉年金の周知を図ります。
- 難聴児の補聴器購入費に対して助成を行います。
- 医療的ケア児については、情報交換・庁内関係課連携を目的とした「岡山市医療的ケア児支援連絡会議」や、関係機関で集まる「医療的ケア児支援ワーキング」で、医療的ケア児等の支援体制の整備に向けた協議を進めていきます。さらに医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、相談窓口の充実を図ります。

第７ 教育の振興

この分野のポイント

障害の有無にかかわらずこどもたちがともに学び、育つことができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、医療・保健福祉・教育が連携した一貫した支援体制を整えるとともに、適切な学びの場の選択と教育内容・環境の充実を図ることが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のあるこどもが就学前から学校卒業後に至るまで、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を一貫して受けられるとともに、障害のある人が学校卒業後も生涯にわたって学び続けられる社会の実現に向け、本分野では次の５つの視点から施策を展開します。

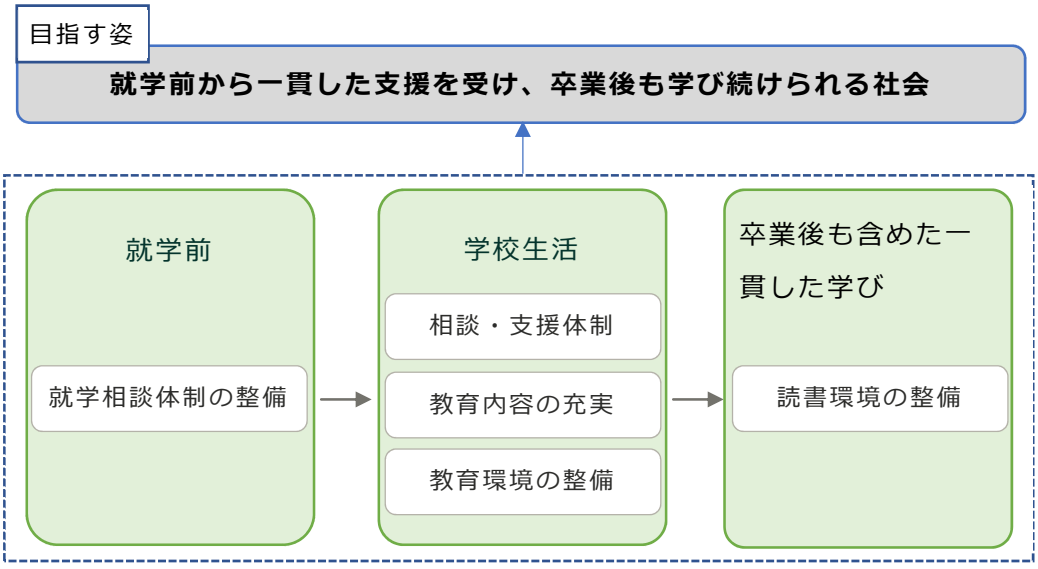

１　医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一貫した支援体制づくり

(1) 現状と課題

国動向　　平成１８年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた検討の中で、平成２４年に中央教育審議会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示され、平成２５年には学校教育法施行令の一部改正が行わ

れ、障害のあるこどもに対する早期からの一貫した支援が求められました。

市取組　本市では、障害のあるこどもの視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握して支援の充実を図るという基本的な考えのもとで特別支援教育を推進しており、学校等におけるこどもの支援のための施策を実施しています。

課題　就学前から就学後、学校卒業に至るまでの相談・支援体制を充実させ、一貫した支援を行う必要があります。

(2) 施策の方向性

障害のあるこどもが一貫した支援を受けられるよう、医療・保健福祉・教育機関が連携して相談、支援を行う体制づくりを行います。

(3) 具体的な施策

- 学校からの相談を受け付ける「特別支援教育相談窓口」を設置します。
- 医師、大学教員、特別支援学校教員、関係機関職員等の専門家による相談・支援体制を整備します。
- 医療的ケアに対応するため、学校や看護支援員に対して助言をする医療的ケア相談員を配置します。
- 特別支援教育の課題や、インクルーシブ教育システムの構築に向けた学校、教育行政の取組等について、医療や福祉の専門家を交えて協議する「特別支援連携協議会」を開催します。
- 「就学支援シート」を活用し、就学前から学校への移行支援を充実させます。
- 相談支援ファイル「りんくる」を活用した切れ目ない支援が継続するよう相談窓口や関係機関への普及啓発を行います。

2　一人一人のニーズに応じた教育内容の充実

(1) 現状と課題

課題　障害の有無にかかわらず、こどもたちがともに学び、育つことを実現するために、障害のあるこども一人一人の教育的ニーズをしっかりと把握し、そのニーズに応じた指導、支援を実現することが求められています。

(2) 施策の方向性

障害のあるこども一人一人のニーズに応じた教育を行うために、教職員の専門性の向上、指導・支援の内容の充実を図ります。

(3) 具体的な施策

- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、活用により、指導・支援の充実を図ります。
- 教職員の指導・支援における専門性の向上を目指した研修を実施します。
- 障害のあるこどもと障害のないこどもとの交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進するための教育を推進します。
- 小・中学校・義務教育学校を指定した「特別支援教育の視点を生かした授業づくり実践研究」を実施します。
- 学校卒業後の多様な進路の確保に向けて、進路指導を充実させます。

3　教育環境の整備

(1) 現状と課題

データ　岡山市では、障害のあるこどものニーズが高まっており、それに合わせて特別支援学級を新設・増設するなどの施策を実施しています。令和８年５月１日現在の特別支援学級の設置数は次のとおりです。

◆特別支援学級数

※小学校総数：８７小学校（うち２校は分校）、義務教育学校前期課程１校　中学校総数：３７中学校、義務教育学校後期課程１校

障害種別	知的	自閉症・情緒	難聴、弱視	病弱・身体虚弱
小学校	114 学級	352 学級	2 学級	2 学級
中学校	49 学級	118 学級	2 学級	2 学級

また、障害のあるこどものうち、通常の学級で学んでいるこどもも増加しています。そのうち、吃音や構音障害等のことばの支援が必要なこどもや、発達障害等の情緒面の支援が必要なこどものために、通級による指導を実施しており、指導の場所として学校内に通級指導教室を設置しています。令和８年５月１日現在の通級指導教室の設置数は次のとおりです。

◆通級指導教室数

種別	言語	情緒
小学校	13 教室	47 教室
中学校	–	6 教室

※小学校（情緒）は３教室、中学校（情緒）は１教室、「地域拠点教室」を設置しています。

課題　児童生徒の就学ニーズの高まりに応じて、特別支援学級等の新設・増設を進める必要があります。なお、障害の程度が学校教育法施行令第２２条の３に定める障害の程度に該当するこどもは、県立特別支援学校へ就学している場合があります。

(2) 施策の方向性

障害のあるこどもが安心して安全に学校生活を送ることができるよう、特別支援学級の設置及び教職員等の配置、施設整備等を行います。

(3) 具体的な施策

- 障害のあるこども一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援学級、通級指導教室（以下「特別支援学級等」という。）の設置及び教員の配置を進めます。
- 特別支援学級等の施設整備を進めます。
- 特別支援学級等における指導・支援の充実を目指して、備品及び教材・教具を充実させます。
- 災害発生時における避難所としての利用等の観点も踏まえ、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- 障害のあるこどもの移動の支援や学習の補助等、学校生活上のサポートを行う「特別支援教育支援員」及び「生活支援員」「看護支援員」の配置を進めます。

４　就学相談体制の整備

(1) 現状と課題

データ　ことばの発達に課題がある幼児に対して、生活上の悩みや困難を改善、軽減し、社会で生き生きと生活できるようになることを目指して、一人一人に応じた相談や指導を行うことを目的とした「ことばの教室」があります。通級による指導を無料で実施しています。対象者は岡山

市在住で、原則として保育園・認定こども園、幼稚園に在籍している３歳児から５歳児です（療育機関へ通っているこどもは対象外）。

課題　「障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に学ぶ」というインクルーシブ教育の理念に基づき、児童生徒や保護者の願いと、教育的ニーズに応じた適切な就学相談を行うとともに、就学後もこどもの状態や支援体制を確認し、その都度学びの場の見直しが図られるような体制づくりが必要です。

(2) 施策の方向性

「就学支援シート」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の内容を充実させ、切れ目ない支援体制を構築していきます。

(3) 具体的な施策

- 保護者、保育園・認定こども園、幼稚園、療育機関、学校、教育委員会等による、就学に関する情報の共有を進めます。
- 十分な情報提供の下、こどもや保護者の願いや実態を踏まえた、早期からの就学相談を実施します。
- 適切な就学に向け、医学、教育学、心理学の専門家から意見を聴取します。
- 管理職及び特別支援教育コーディネーターを中心として校内支援体制を整備します。
- 「校内委員会」を充実させ、適切な学びの場を検討する体制づくりを進めます。
- 学校の就学相談体制をサポートし、指導・助言を行う就学相談員を配置します。

5　学びを支える読書環境の整備

(1) 現状と課題

国動向　国は、学校卒業後も生涯にわたる学びを支援する観点から、障害者が様々な学習の機会に親しむことができるよう、多様な学習活動の場や機会の提供・充実を求めています。

課題　障害特性に応じた読書環境の整備など、学校卒業後も生涯を通じて学び続けられる環境を整える必要があります。

(2) 施策の方向性

「読書バリアフリー法」に位置付けられた支援が行えるよう、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、図書館の利用に係る体制づくりに努めます。

(3) 具体的な施策

- 視覚障害やその他の理由で読書が困難な方のために、録音図書（カセットテープ・デイジー図書）の貸出、音訳ボランティアによる図書や雑誌などの対面朗読を行います。
- 対面朗読は、視覚障害かつ来館困難な方については、オンライン通話アプリ等も活用して行います。
- 移動図書館事業の一環として、障害・難病等の理由で常時介護を必要とする方に家庭配本を行います。
- 電子書籍、オーディオブック、大活字本など、視覚障害者等が利用しやすい資料の収集・充実に努め、これらの資料の周知を行います。
- ＬＬブックややさしい日本語の本等、発達障害やディスレクシアなど読書に困難のある人が利用しやすい資料の収集・充実に努め、これらの資料の周知を行います。
- 学校教育等と連携を図り、生涯に渡って切れ目のない読書環境整備の支援・利用の促進に努めます。

第８ 雇用・就業、経済的自立の支援

この分野のポイント

障害のある人が、働くことを通じて社会参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送ることができるよう、一般就労や職場定着の支援、福祉的就労における処遇の向上、関係機関との連携強化、経済的支援の充実を一体的に進めることが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が働くことを通じて社会参加し、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向け、本分野では次の４つの視点から施策を展開します。

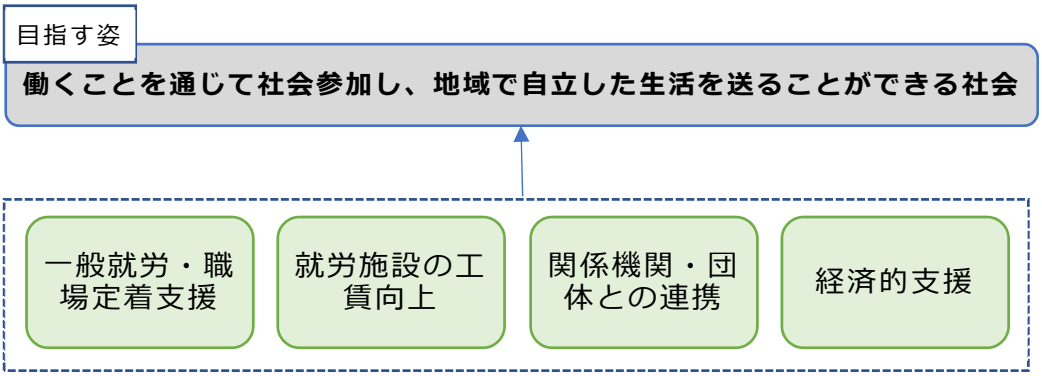

１　一般就労・職場定着支援の推進

(1) 現状と課題

データ　「福祉に関するアンケート調査」で、今後仕事をしたいかをたずねた設問（問２９）では、平日の日中に収入を得て仕事をしていない障害者の約３５％が、「仕事をしたい」と回答しています。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉施設から一般就労への移行者数は増加傾向にあります。令和７年６月１日現在の岡山県内の企業における障害者の実雇用率は２．４５％で、全国の実雇用率２．４１％を上回っていますが、法定雇用率は下回っています。

課題　岡山県内で障害者の法定雇用率を達成している企業の割合は約４９％にとどまっており、障害者雇用は十分には進んでいません。一般就労

した障害者が、職場の理解不足や就労継続のための支援不足により、離職する場合も多くみられます。

(2) 施策の方向性

障害者の社会参加と自立を支援するために、障害者の一般就労及び職場定着を促進します。

(3) 具体的な施策

- 障害や障害者雇用に対する啓発事業等を行い、障害者雇用企業や実習受入企業の増加を図るとともに、合理的配慮等の理解の促進に努めます。
- 民間事業者や関係機関等と連携しながら、福祉施設を利用する障害者の一般就労への移行を推進します。
- 特別支援学校や市民団体等が実施する職場体験実習を支援します。
- 一般就労している障害者の交流拠点を設けることにより、職場定着を推進します。
- 研修やセミナーを通じて、就労支援に係る社会的資源を周知します。
- 発達障害者の就労についての課題を整理し、関係機関と連携を図りながら支援します。
- 適切な就労相談のあり方について、関係機関と協議を行います。
- 「岡山市障害者活躍推進計画」により、岡山市役所で働く障害のある職員一人一人がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう取組を進めます。
- 岡山市役所において、職場内で精神・発達障害のある同僚を見守る「しごとサポーター」養成講座の開催など、職場内の理解促進策について検討します。

2 障害者就労施設で働く障害者の工賃向上

(1) 現状と課題

データ　岡山市の就労継続支援Ｂ型事業所における障害者の工賃水準は、全国平均を下回っています（令和６年度全国平均２４，１４１円、岡山市平均２１，６５５円）。就労継続支援Ａ型事業所における障害者の賃金水準は、全国平均を上回っています（令和６年度全国平均９１，４５１円、岡山市平均９７，０００円）。

課題　障害者就労施設で働く障害者の安定した生活のためにも、事業所の経営改善や販路の拡大への支援が必要です。

(2) 施策の方向性

障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を支援し、障害者の所得向上による生活水準の向上や自立の促進を図ります。

(3) 具体的な施策

- 障害者就労施設等による商品及びサービスの販売機会や販路の拡大を推進します。
- 民間事業者のノウハウやネットワークを活用しながら、障害者就労施設が製作する商品の開発、改良による商品力の向上、商品の販路開拓を支援します。
- 民間の経営コンサルタントなどを活用しながら、障害者就労施設の経営改善などの支援を行います。
- 障害者優先調達の取組を進め、障害者就労施設等への発注の増加等を推進するとともに、外郭団体や関係団体等に障害者優先調達の取組を働きかけます。

3　関係機関、関係団体との連携

(1) 現状と課題

市取組　関係機関と協議の場を設けたり、支援機関との共催で就労に関するイベントを開催したりしています。

課題　障害のある人の働き方の多様化・複雑化が進んでおり、支援の質を高めるためにも支援機関との連携強化が必要です。

(2) 施策の方向性

障害者の就労支援事業は様々な機関や団体等が取組を進めています。就労支援事業をより効果的、効率的に推進していくため、様々な機関や団体等と連携して取組を進めます。

(3) 具体的な施策

- 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関と緊密に連携します。

- 社会福祉法人やＮＰＯ法人、障害者自立支援協議会、就労移行支援事業所、障害者就労施設、市民団体等、関係団体と協働した取組を進めます。
- 医療機関等、障害種別ごとの専門機関との連携を推進します。
- 企業経営者団体や経済関係団体等との連携を推進します。

４　経済的支援

(1) 現状と課題

課題　　生活の基盤となる収入を保障し、障害による負担の軽減を図るうえで重要な障害基礎年金、特別障害者手当等の各種手当等について、関係機関が連携した制度の周知が必要です。

(2) 施策の方向性

生活の基盤となる収入を保障し、障害による負担の軽減を図るうえで重要な障害基礎年金、特別障害者手当等の各種手当等について、関係機関が連携し、制度の周知を図ります。

(3) 具体的な施策

- 障害基礎年金
- 特別障害給付金
- 岡山市重度障害者特別給付金
- 特別障害者手当
- 岡山市在宅重度障害者介護者慰労金
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 岡山市児童福祉年金
- 児童扶養手当
- 岡山市心身障害者扶養共済制度

第９ 文化芸術活動・スポーツの振興

この分野のポイント

障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツに親しみ、個性と能力を発揮しながら社会参加できる環境を整えることが重要です。

この分野の視点（施策の展開）

障害のある人が文化芸術活動やスポーツを通じて個性と能力を発揮し、社会参加を実現できる社会の実現に向け、本分野では次の２つの視点から施策を展開します。

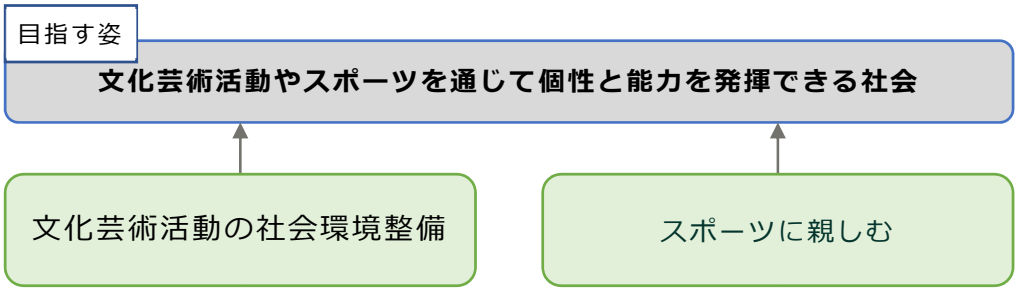

１　文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備

(1) 現状と課題

国動向　　平成３０年６月に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行されました。

課題　　障害者による文化芸術活動を推進するには、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する必要があります。

(2) 施策の方向性

障害者が地域において文化芸術活動に親しむことができる施設・設備の整備等を進め、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。また、障害者による文化芸術活動に係る地域における作品等の発表や交流を促進することで心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与します。

(3) 具体的な施策

- 気軽に文化芸術に親しみ、文化芸術活動ができるよう、鑑賞と発表の機会の確保に努めます。
- 施設の整備や改修時には、高齢者・障害者団体等利用者の意見を聴きながら、バリアフリーを推進します。

2　スポーツに親しむことができる環境の整備

(1) 現状と課題

課題　　これまでスポーツに参加する機会が少なかった人も含め、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

(2) 施策の方向性

障害者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備を進め、障害の有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

(3) 具体的な施策

- 全国障害者スポーツ大会、岡山県障害者スポーツ大会への参加を通じて、障害者スポーツの普及を図るとともに、これまでスポーツに参加する機会が少なかった人がスポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。
- 障害者（児）水泳訓練に参加してもらうことで身体機能の保持と回復を図ります。
- 施設の整備や改修時には、高齢者・障害者団体等利用者の意見を聴きながら、バリアフリーを推進します。

第３部　第８期岡山市障害福祉計画

・第４期岡山市障害児福祉計画

第１ 福祉計画の基本的な考え方

１　国の基本的理念

国の基本指針では、主に６つの視点から基本的理念が示されています。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④ 地域共生社会の実現に向けた取組
⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
⑥ 障害者の社会参加を支える取組

２　計画策定に当たって配慮すべき「考え方」

また、計画策定に当たっては以下の点について配慮して計画することとされています。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

・　訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）の保障
・　日中活動系サービス等の保障
・　グループホーム等の充実、地域生活支援拠点等の整備
・　福祉施設から一般就労への移行等の推進
・　強度行動障害・難病患者等への支援体制の充実
・　高次脳機能障害者に対する支援

(2) 相談支援に関する基本的考え方

・　相談支援体制の充実・強化
・　地域生活への移行・地域定着のための支援体制の確保

・　発達障害者等に対する支援

(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

・　児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築
・　保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
・　地域社会への参加・インクルージョンの推進
・　特別な支援が必要な障害児への支援充実
・　障害児相談支援等の提供体制の確保
・　障害児支援における人材育成の推進

3　本計画の基本的方向

「第８期岡山市障害福祉計画」「第４期岡山市障害児福祉計画」では、障害福祉サービス、児童福祉サービス等に係る目標及び必要量の見込みを定めるに当たり、「基本的方向」を定めます。

この「基本的方向」は、これまでの障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本的方向の考え方を踏まえ、本市の実情も考慮しながら、国の障害福祉計画及び障害児福祉計画の理念・考え方に沿った形で整理したものです。なお、「地域共生社会の実現」については、本計画の上位計画である「岡山市地域共生社会推進計画」とも連携を図りながら、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進めます。

(1) 基本的方向１　地域生活への移行の推進

居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービス及び生活介護などの日中活動系サービスを保障するとともに、共同生活援助の拡充を図り、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域生活への移行の推進を図ります。

(2) 基本的方向２　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活への移行、緊急時の受入体制の確保、専門性の確保や地域の体制づくりを行う機能を強化するための地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実を図ります。

(3) 基本的方向３　一般就労への移行の促進

障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労への移行を促進します。

(4) 基本的方向４　障害児支援体制の確保

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供できるよう体制の構築を図ります。

また、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を進めるとともに、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携する「協議の場」の設置によるインクルージョンの推進、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保、強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に取り組みます。

(5) 基本的方向５　相談支援体制の充実・強化等

支援の入口となる相談支援体制全体の充実により、障害者の自立した生活を支えるとともに、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

あわせて、高次脳機能障害者支援法を踏まえ、高次脳機能障害者支援センターの設置・支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置・活用について、県と連携しながら検討を進めます。

また、身近な地域に相談支援事業者がないためにやむを得ず作成される「のぞまないセルフプラン」の解消に向け、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、相談支援体制の強化を図ります。

(6) 基本的方向６　障害福祉サービス等の質の向上

障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう実施体制の構築を図ります。

(7) 基本的方向７　障害福祉人材の確保・定着及び生産性向上の推進

将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供できるよう、処遇改善やハラスメント対策等による職場環境の整備、多職種連携の推進、障害福祉の現場の魅力発信に取り組むとともに、県が実施する研修・人材確保等に関するワンストップ窓口・生産性向上に向けた協議会等の取組と連携を推進します。

４　目標と主な活動指標

計画では基本的方向を実現するため、各種目標と活動指標を定めています。主な目標と活動指標は下表の通りです。

基本的方向性		
	主な目標	主な活動指標
1　地域生活への移行の推進		
	第２　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域生活移行者数 ・施設入所者数の減	○居宅介護等の訪問系サービスにおける利用者数、利用日数 ○生活介護等の日中活動系サービスにおける利用者数、利用日数（※） ○共同生活援助等の居住系サービスにおける利用者数（※） （※）強度行動障害、医療的ケアの状態にあるものを把握する ○計画相談支援等の相談支援における利用者数
	第３　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催、参加、目標設定評価 ・入院中の精神障害者の地域生活への移行 ・心のサポーター養成及び住民のこころの状態（Ｋ６）の把握	○保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数、参加者数等 ○地域移行支援等、精神障害者に係るサービスの利用者数 ○心のサポーター養成研修の実施回数 ○精神保健福祉相談員講習会等の実施回数
2　地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
	第４　地域生活支援拠点等の充実 ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・強度行動障害の状態にある障害者の支援体制の充実	○地域生活支援拠点等の設置箇所数、コーディネーター配置人数等、検証・検討の実施回数
3　一般就労への移行の促進		

基本的方向性		
	主な目標	主な活動指標
	第５　福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行者数、就労移行支援事業所の移行割合 ・就労定着支援事業所の利用者数、就労定着率 ・就労選択支援事業所数、就労選択支援利用者数	○就労移行支援・就労選択支援等の就労系サービスにおける利用者数、利用日数 ○就労定着支援事業の利用者数
４　障害児支援体制の確保		
	第６　障害児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ・重症心身障害児支援事業所数、医療的ケア児等、強度行動障害の状態にある児の支援、入所施設からの移行調整 ・障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	○児童発達支援等の障害児通所支援における利用者数、利用日数 ○障害児入所施設の入所者数 ○障害児相談支援の利用者数 ○医療的ケア児等コーディネーターを配置している事業所数
５　相談支援体制の充実・強化等		
	第７　相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談支援センターの相談支援体制確保等により、地域の障害者支援体制の整備に取り組む体制の確保	○基幹相談支援センターにより相談支援体制の強化（主任相談支援専門員の配置、人材育成等の取組に参加する管内事業所の割合、協議会への関与等） ○障害者自立支援協議会における個別事例の検討を通じた、地域におけ

基本的方向性		
	主な目標	主な活動指標
	・のぞまないセルフプランの件数	る課題解決に向けた取組（専門部会の設置、実施回数、障害者の支援体制を議題とした数等） ○発達障害者支援地域協議会の開催回数、発達障害者支援センター等による相談支援・助言・研修啓発の件数 ○ペアレントトレーニング等、発達障害児者家族への支援プログラム受講者数等 ○高次脳機能障害者支援センターの設置、協議会開催回数、支援コーディネーターの配置数等
6　障害福祉サービス等の質の向上		
	第９　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・障害福祉サービス等情報公表	○県等が実施する研修への市職員の参加人数 ○審査支払等システムの分析結果を事業所等と共有する体制の有無・回数
7　障害福祉人材の確保・定着		
	第８　障害福祉人材の確保・定着 （県が実施・設置する研修の活用や協議会との連携等を図る）	○福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合（指定権者としての岡山市集計分） ○県設置の人材確保・生産性向上に関するワンストップ窓口及び生産性向上協議会との連携状況

なお、第２以降で定める障害福祉サービス等の見込量は、本市が事業者を指定する際の判断の基礎ともなります。就労継続支援Ａ型、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、サービスの量が見込量に既に達している等、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、事業者の指定をしないことがあります。

5　評価のスケジュール

目標及び活動指標の評価及びそれに伴う見直し等については、おおむね次のスケジュールにより行います。また、庁外機関としては、障害者施策推進協議会、岡山市障害者自立支援協議会等を想定し、調整します。

（１）５～７月　進捗状況調査
前年度の進捗状況の調査・分析を行います。

（２）７月　庁内各課における課題等の整理
調査・分析に基づき、課題等の整理を行います。

（３）８月　庁外機関による進捗状況確認及び意見集約
進捗状況、課題等を報告し、意見を集約します。

（４）８～９月　事業化等の方針検討
進捗状況や意見を踏まえ、事業化の方針を検討します。

（５）１０月　庁内各課における事業化案の検討
事業化の方針に沿って、事業化案について検討します。

（６）２月　庁内各課における事業化案の確認
事業化案について進捗状況を確認します。

（７）２～3月　庁外機関による次年度の取り組みの確認及び意見集約
次年度の取り組みについて報告し、意見を集約します。

第２ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移

ア 地域生活移行者数（人）



(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値)

イ 施設入所者数の減（人）

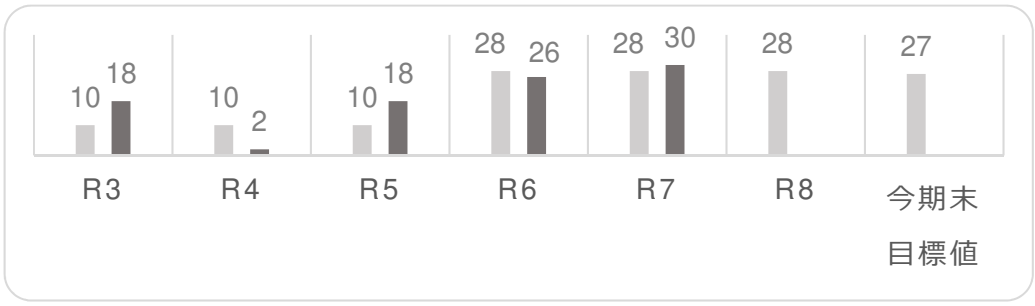

(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値)

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針では、地域移行者数を令和７年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行するとともに施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数の５％以上削減することを基本とする、とされています。本市では令和７年度末時点の施設入所者数が５３３人であるため、６％に該当する３２人を地域生活移行者数の目標値、５％に該当する２７人を施設入所者数の削減人数の目標値とします。

(3) 施策の方向性

- 引き続き、共同生活援助の整備を推進するとともに、地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図ります。
- 障害者の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図ります。

- 地域生活への移行に向けては障害者の自己決定を尊重することが重要であり、本人の意思決定支援や定期的な意向確認が実施できるよう、研修等を通じて支援ができる人材を養成します。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 訪問系サービス

ア　現状

- 訪問系サービスは居宅介護を中心に実績（人数・時間）が伸びています。
- 今後も地域生活への移行の進展に伴い、訪問系サービスのニーズは拡大すると考えられます。
- 「福祉に関するアンケート調査」（問２１）では、地域生活に必要な支援として約３３％が「必要な在宅サービスが適切に利用できること」を挙げています（下記グラフ参照）。
  同行援護・行動援護についても、外出時の支援ニーズが高いことが同アンケート（問２６）から示唆されています。

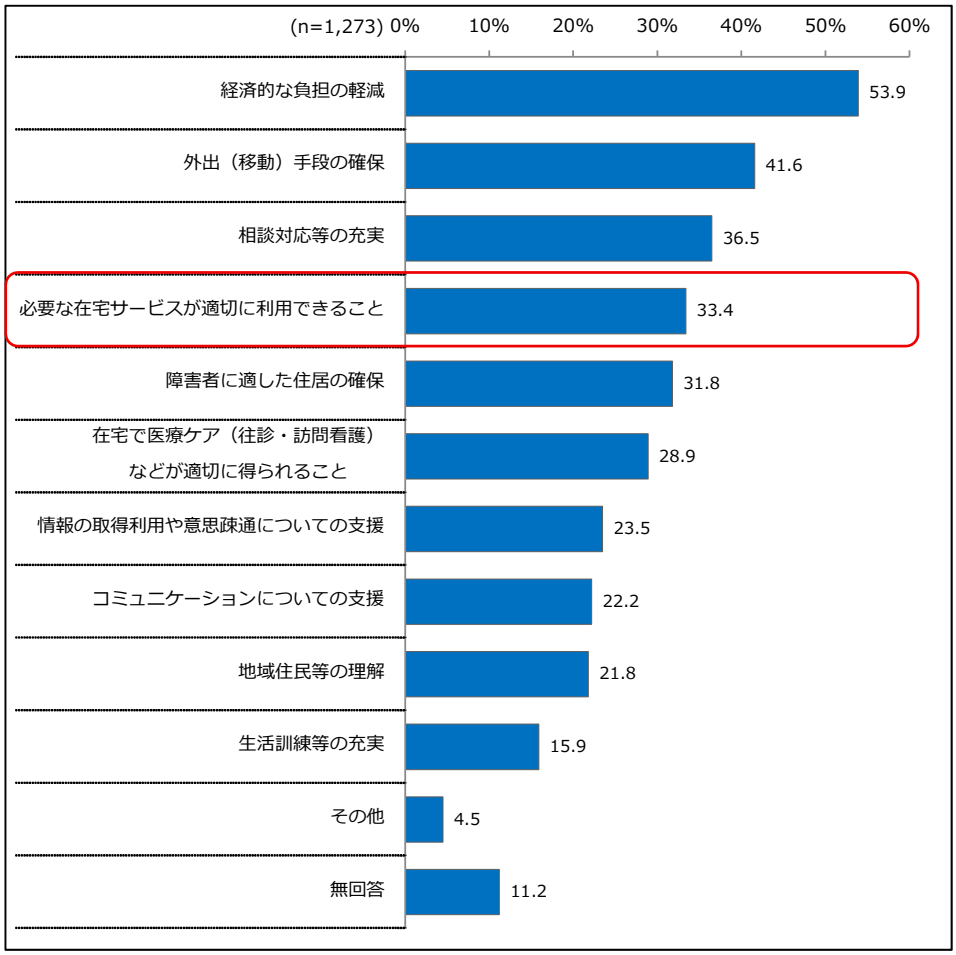

イ　課題

- 重度の心身障害者や医療的ケアが必要な方の自宅での生活を確保することも含め、地域生活への移行を推進するには、ヘルパーの量と質の確保が必要です。

ウ　活動指標の実績と見込量

（上段：各サービスの利用人数/月,下段：同利用時間/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
居宅介護	1,663	1,724	1,779	97%	1,850	1,807	1,850	1,894
	23,868	26,273	25,579	103%	26,656	28,502	29,687	30,921
重度訪問介護	111	105	120	88%	120	111	111	111
	20,802	26,182	19,800	132%	19,800	27,678	27,678	27,678
同行援護	146	144	139	104%	143	156	162	169
	2,546	2,432	3,152	77%	3,359	2,641	2,752	2,868
行動援護	94	106	98	108%	113	141	163	188
	1,740	2,297	1,878	122%	2,002	2,761	3,027	3,319
重度障害者等包括支援	0	0	0	-	0	0	0	0
	0	0	0	-	0	0	0	0

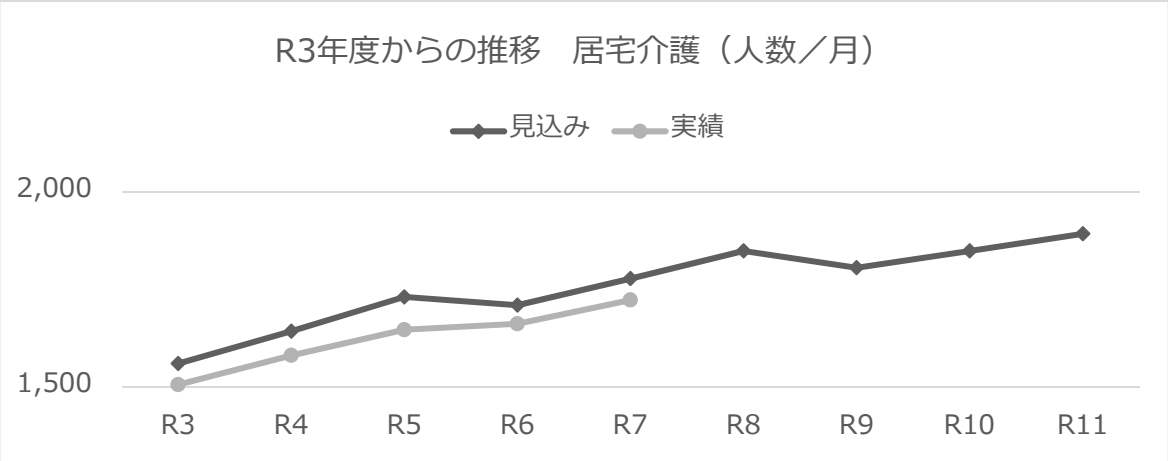

(いずれも年度を表す)

エ　見込量確保のための方策

- 事業者の安定的な運営の確保と新規事業者の参入を促進するための報酬単価改善に加え、訪問系サービスの質を向上させるため、専門研修を受講した職員の配置に応じた適切な単価設定について、引き続き国に要望していきます。

(2) 日中活動系サービス

ア 現状

- 生活介護は増加傾向にあります。
- 自立訓練（生活訓練）は、支援学校卒業、施設退所や退院等により地域に移行・定着するための受け皿として一定数の利用が見込まれます。
- 短期入所は、介護者の一時的な休息ニーズも含め地域生活を続けるうえで特に重要なサービスとして、相当量の利用が見込まれます。「福祉に関するアンケート調査」（障害者の問３９）においても、今後３年以内に新たに利用したいサービスの第１位となっています。

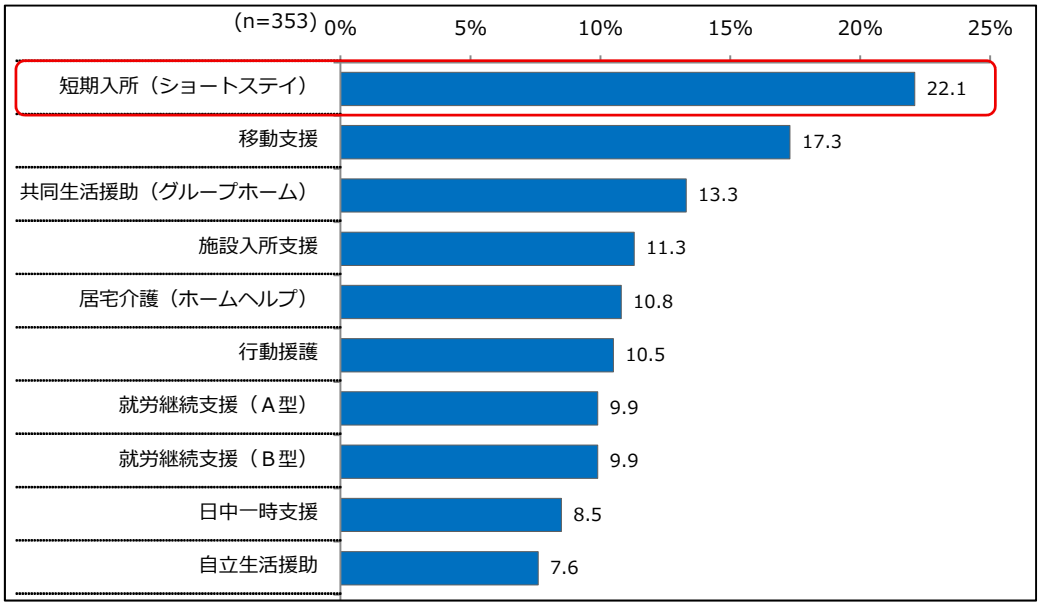

（選択肢２５サービス中上位１０サービスのみ表示）

イ 課題

- 強度行動障害や医療的ケア等により支援が必要な方及び障害支援区分３以上を対象とする生活介護の拡充が求められています。
- 短期入所は、緊急時の受入体制を含め、引き続き拡充を図る必要があります。

ウ 活動指標の実績と見込量

（上段：各サービスの利用人数/月,下段：同利用時間/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値 (①)	見込値 (②)	到達率 (①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
生活介護	1,383	1,411	1,438	98%	1,478	1,467	1,496	1,525
	26,772	28,045	29,945	94%	30,965	28,725	29,071	29,421
うち、強度行動障害の状態にある者	-	-	-	-	-	863	897	932
	-	-	-	-	-	17,280	17,883	18,507
うち、医療的ケアを必要とする者	-	-	-	-	-	174	174	174
	-	-	-	-	-	3,425	3,425	3,425
自立訓練(機能訓練)	4	0	5	0%	5	5	5	5
	57	0	95	0%	95	95	95	95
自立訓練(生活訓練)(*1)	121	110	80	138%	80	147	170	197
	2,114	1,835	1,700	108%	1,700	2,167	2,355	2,560
療養介護	184	188	189	99%	193	194	197	200
短期入所（*2）	542	639	547	117%	637	915	1,134	1,406
	3,452	3,867	3,966	98%	4,781	5,309	6,389	7,689
うち、強度行動障害の状態にある者	-	-	-	-	-	238	274	316
	-	-	-	-	-	1,378	1,627	1,963
うち、医療的ケアを必要とする者	-	-	-	-	-	52	56	60
	-	-	-	-	-	369	431	504

(*1)宿泊型自立訓練含む　(*2)福祉型・医療型を合わせて計上

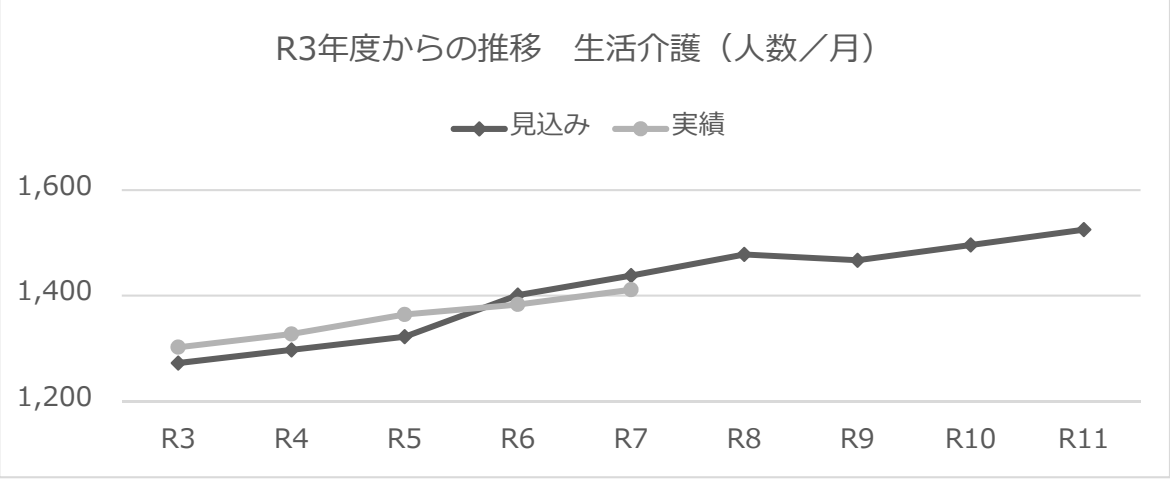

（いずれも年度を表す）

エ 見込量確保のための方策

- 施設や病院からの地域移行を図るため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の拡大に向け事業者への働きかけを行います。
- 短期入所は、地域での生活を安心して続けられるよう、緊急時に受け入れる体制の整備を図ります。

(3) 居住系サービス

ア 現状

- 共同生活援助の利用者数は増加しています。共同生活援助を今後３年以内に利用したいサービスとして選んだ人は減少傾向ですが、選択の上位に選ばれています。

イ 課題

- 地域移行を推進するために、共同生活援助の整備推進とともに、一人暮らしや家庭生活への移行を充実させる必要があります。また、強度行動障害や重度障害を有する方を受け入れる受け皿確保が求められています。
- 施設入所支援は真に施設入所を必要とする人への円滑な提供体制と、地域移行推進の両立が必要です。

ウ 活動指標の実績と見込量

（各サービスの利用人数/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
自立生活援助	20	14	34	41%	41	16	17	19
共同生活援助	841	926	908	102%	1,001	1,139	1,264	1,402
施設入所支援	537	533	542	98%	535	515	506	498

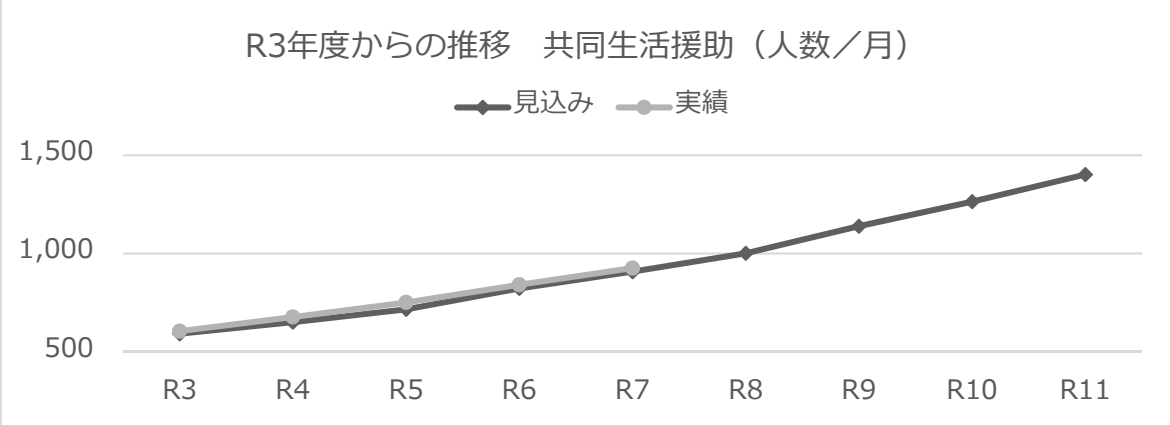

（いずれも年度を表す）

エ　見込量確保のための方策

- 福祉施設入所者の地域への移行を推進する観点から、原則として、新たな入所施設の整備は行いませんが、強度行動障害等重度障害者への適切な支援・居場所確保などサービス提供体制の確保を行います。
- 共同生活援助の整備促進を行います。日中サービス支援型事業者は障害者自立支援協議会への実施状況報告・評価、意見聴取の機会を確保します。
- 障害者支援施設は地域移行等意向確認担当者を選任することが令和８年度から義務化され、少なくとも６月に１回以上本人の意向を確認することが望ましいと示されています。そのため、福祉施設入所者の意思を尊重した地域移行を行うことができるよう、訪問系・日中活動系サービスのほか、共同生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の整備を図ります。

(4) 相談支援

ア　現状

- 複合課題を持つ困難ケースのほか、強度行動障害や医療的ケアなど、専門性の高い支援を必要とするケースが増加しています。
- 「福祉に関するアンケート調査」（問３７）では、「サービスを受けようとするときに困ること」において、福祉施設入所者は「どのようなサービスが利用できるのかわからない」と「事業者を選ぶための情報が少ない」を挙げる回答が約４３％あり、情報の不足を感じている方が多いです。
- 利用可能サービスや事業所選定情報の不足を感じている方が多い一方で、令和７年度のセルフプラン率は障害者全体で約２９％と、全国平均（令和６年度：約１６％）より高い水準です。

イ　課題

- 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援の拡大には、事業者を含めた地域相談支援体制全体の充実が必要です。
- 計画相談支援の利用者数は増加していますが、福祉施設入所者をはじめとする障害福祉サービスの利用者数に対する相談支援専門員の人員は不足しています。福祉施設入所者の個別ケースに対して適切に対応することができるよう、相談支援専門員の専門性の向上・人員確保等の実施体制の整備が必要です。

- 地域移行支援・地域定着支援は、福祉施設等からの地域移行を図るため拡充が必要です。

ウ 活動指標の実績と見込量

（各サービスの利用人数/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
計画相談支援	1,515	1,640	1,677	98%	1,857	1,978	2,172	2,385
地域移行支援	7	12	31	39%	36	24	34	48
地域定着支援	161	151	156	97%	160	157	160	163

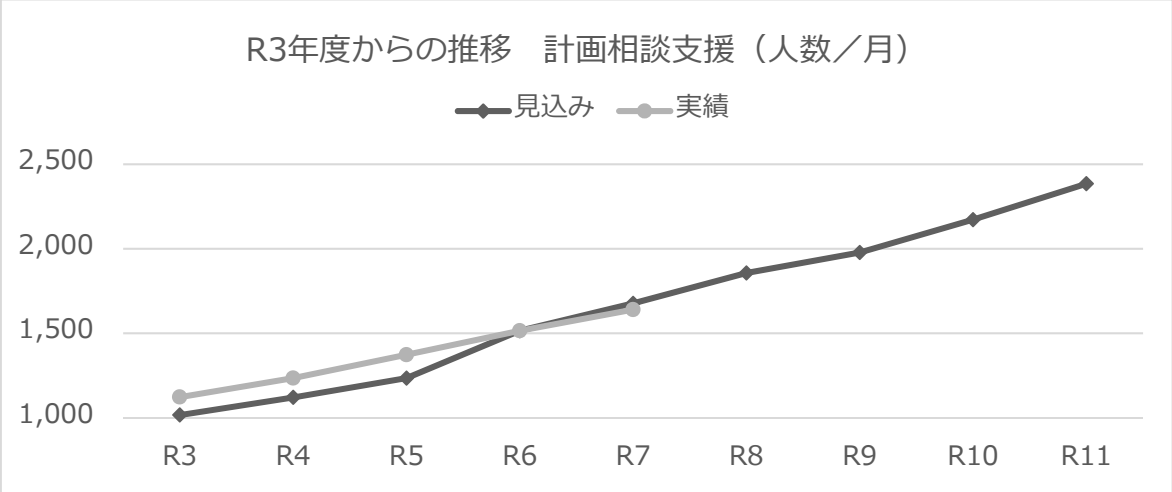

（いずれも年度を表す）

エ 見込量確保のための方策

- 相談支援専門員の確保のために、報酬体系の見直し等について国に要望していきます。
- 障害者基幹相談支援センターや医療機関、発達障害者支援センターと連携し、専門性の高い相談・困難ケースを含む総合的な相談支援体制を充実します。
- 研修等による人材育成、地域移行のネットワーク強化、社会資源開発、計画相談支援の質向上に取り組みます。
- 事業者への働きかけ、障害者自立支援協議会・相談支援事業所等との協議を通じ実施体制の整備及び地域移行支援・地域定着支援の拡充を図ります。

第３ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移（※いずれも県域における目標値）

ア　精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数（日数）



(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値。以下同様)

イ　精神病床における１年以上の長期入院患者数（人）

【６５歳以上】

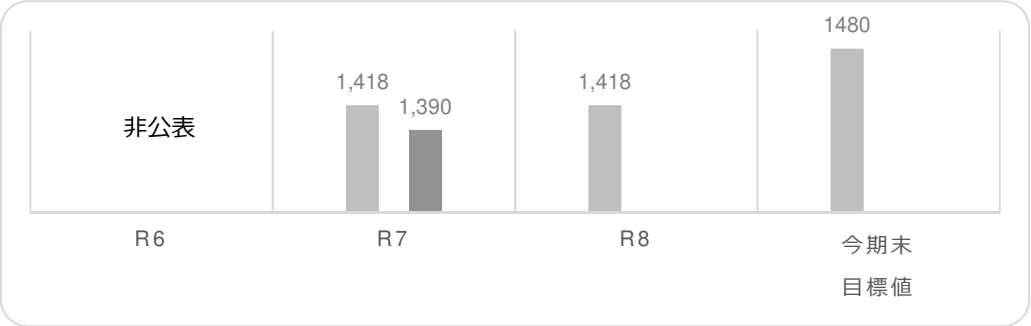

【６５歳未満】



ウ 精神病床における早期退院率（%）

【入院後３か月時点】

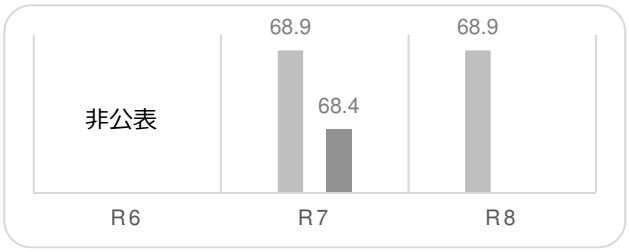

当目標は前計画で終了

【入院後６か月時点】

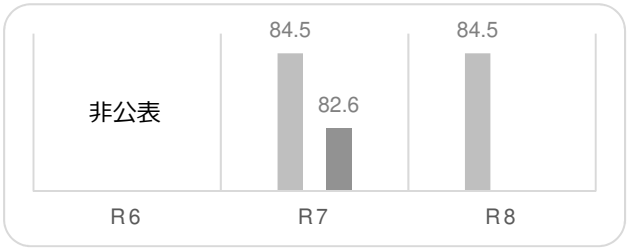

当目標は前計画で終了

【入院後１年時点】

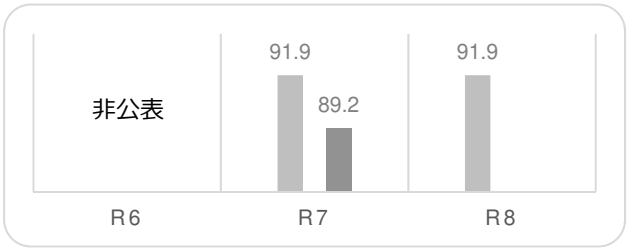

当目標は前計画で終了

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針で示された目標値の考え方及びそれに基づき算出された本市の目標値は下表になります。

目標	基本指針	市目標
ア 精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数		
精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	319.3 日以上を基本とする	322.9
イ 精神病床における１年以上の長期入院患者数		
うち、75 歳以上	国の示す推計式を用いて算出	1,034
うち、65 歳以上		1,480
うち、65 歳未満		558
うち、40 歳以上のうち認知症である者		465
ウ 住民のこころの状態(K6)		
住民のこころの状態(K6)	K6 という尺度を活用し把握する	K6 を用いて把握する

(3) 施策の方向性

- 精神障害者や精神保健に課題を抱える者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを可能とするために適切な支援が包括的に確保された体制を構築するため、地域住民を含めた保健・医療・福祉等の関係機関による情報共有や協議を行います。
- 入院中の精神障害者の地域移行を進めるために、地域移行支援及び地域定着支援の利用を促進します。また、退院意欲の喚起を図るため、ピアサポーターによる支援を推進します。
- 長期入院精神障害者の退院支援や地域生活支援を充実させるために、精神科病院や地域援助事業者を対象にした連絡会や研修会を開催します。併せて、障害者自立支援協議会地域部会・精神保健福祉部会等において協議し、包括的な支援に取り組みます。
- 住居の準備、経済的基盤の確保、社会参加の機会の確保、家族調整など、地域生活で必要な支援を様々な障害特性に応じて行います。
- 精神障害者等の日常生活を支えるために相談支援の充実を図るとともに、本人の意向を尊重したサービスが提供されるよう、研修等を通じて地域援助事業者のスキルアップを図ります。
- 精神障害者等が生活しやすい地域づくりを進めるため、地域や学校において、精神疾患や障害の正しい理解の促進並びに偏見をなくす取組の充実を図ります。
- サービスを必要としている精神障害者等に、適切にサービスが届くよう取組の充実を図ります。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 現状

- 地域移行支援の利用者数は徐々に増えつつあります。
- 地域移行を推進するにあたって重要な、共同生活援助の利用者数は増加しています。

(2) 課題

- 地域移行支援の利用促進を引き続き図る必要があります。
- 精神障害者等が安心して生活しやすい地域づくりを進めるために、地域住民を対象に精神障害に関する理解を進める必要があります。

(3) 活動指標の実績と見込量

（単位省略。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場について								
開催回数	1	1	1	100%	1	1	1	1
関係者の参加者数	11	12	15	80%	15	15	15	15
目標設定並びに活動状況の把握及び評価の実施回数	0	1	1	100%	1	1	1	1

（単位　各サービスの利用人数/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
精神障害者の利用者数について（人/月）								
地域移行支援	6	12	10	120%	10	12	12	12
地域定着支援	121	115	148	78%	171	121	121	121
共同生活援助	231	264	191	138%	209	367	433	511
自立生活援助	14	10	10	100%	10	14	14	14
自立訓練（生活訓練）	64	65	35	186%	35	65	65	65
短期入所	-	-	-	-	-	16	16	16

（単位省略。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
心のサポーター養成研修実施回数	-	-	-	-	-	20 回	20 回	20 回
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	-	-	-	-	-	1 回	1 回	1 回

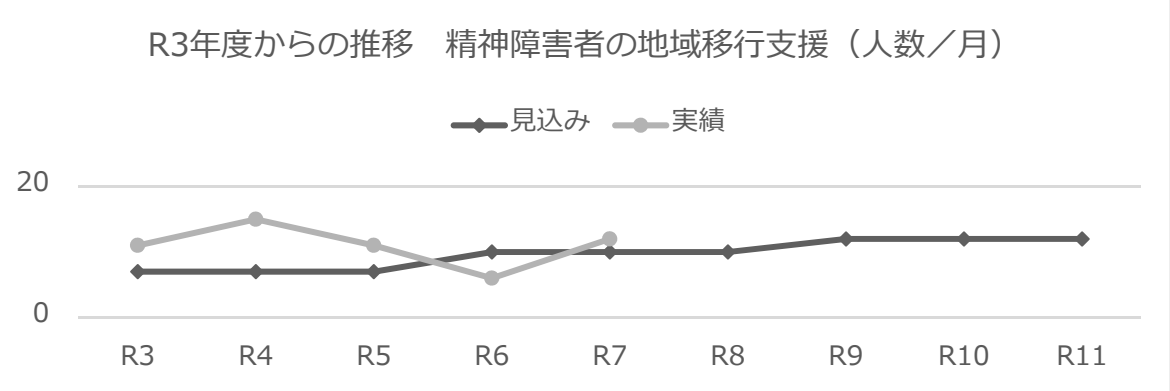

（いずれも年度を表す）

(4) 見込量確保のための方策

- 精神科病院への長期入院患者の実態調査を継続して実施し、地域移行支援を必要とする長期入院者の現状・課題の把握に努めます。
- 地域移行支援の利用を促進するため、地域移行連絡会や、障害者自立支援協議会の地域部会における地域移行ワーキングを継続して開催し、医療機関と相談支援事業所との連携強化を図ります。
- 新たな長期入院者を増やさないため、医療機関への退院後支援計画導入の働きかけを継続して行うとともに、研修や事例検討等を通じて退院後支援の枠組みの理解を促進し、退院支援における一貫した体制を構築します。
- 共同生活援助の整備に当たっては、事業の優先度が高いことから、積極的に事業者への働きかけを行っていきます。
- 地域住民への普及啓発を進めるため、こころのサポーター養成研修を実施します。
- 地域での心のサポーター養成研修の開催を進めるため、各種専門職団体へ指導者研修受講の働きかけを行います。
- 精神障害者や精神保健に課題を抱える人が、安心して地域に暮らしていくために精神保健相談員養成研修を実施し、市内で幅広く精神保健の相談支援を行う人材を育成します。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価および検討するため、国民生活基礎調査で住民のこころの状態を把握します。

第４ 地域生活支援拠点等の充実

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の状況

ア　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標：地域生活支援拠点について年１回以上運用状況を検証・検討する。

実績：令和７年度から年１回の評価を実施しています。

イ　強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

目標：強度行動障害を有する障害者に関するニーズや状況を把握し、令和８年度末までに関係機関の連携による支援体制を整備。

実績：令和６年度より岡山県自立支援協議会の作業部会に参画することで、関係機関（岡山県・倉敷市、岡山県発達障害者支援センター、岡山市発達障害者支援センター）の連携を図っています。

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針では以下を基本としています。

- 地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和１１年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村に整備し、日常生活圏域すべてを支援の対象とすること。
- 拠点機能の充実のため、拠点コーディネーターの配置、障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
- 支援の実績等を踏まえ、年１回以上運用状況を検証及び検討
- 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、令和１１年度末までに強度行動障害を有する障害者に関するニーズや状況を把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備

本市では社会福祉法人 岡山市手をつなぐ育成会、社会福祉法人 旭川荘、社会福祉法人 泉学園の３箇所に平成２９年度から拠点コーディネーターを配置するなど、国が示す地域生活支援拠点としての整備・体制構築を進めています。また、(1)で記載した通り、運用状況の検証体制及び、強度行動障害の状態にある障害者の支援体制についても段階的に整備を図ってきたところであり、今後もこれらの体制の維持・充実に努めるとともに、具体的な施策の検討・実施を図ります。

(3) 施策の方向性

- 障害者自立支援協議会の地域部会を単位とし、地域生活支援拠点を中心に、地域部会に参加する事業者と連携しながら、地域生活支援の充実を図ります。
- 地域生活支援拠点としての機能を充実・発展させるため、運用状況についての検証・検討に際しては、市だけでなく、障害者基幹相談支援センターや障害者自立支援協議会等と連携を図ります。
- 強度行動障害を有する障害者のニーズ把握に当たっては、障害支援区分認定調査行動関連項目の点数の集計や福祉サービス利用実績の分析等を行うことにより、特に支援を必要とする者の課題抽出に努めます。
- 強度行動障害を有する障害者が必要なサービスを受けられるよう、障害者基幹相談支援センターや地域生活支援拠点、発達障害者支援センター等と連携して、情報共有や支援を行っていきます。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 現状

- 市内３箇所の地域生活支援拠点において、障害者の地域における安全安心な生活を確保するために、常時（２４時間３６５日）の相談支援や緊急時の対応等を実施しています。
- 令和７年度から県と連携し、強度行動障害の状態にある方について、集中的支援を実施しています。

(2) 課題

- 地域生活支援拠点の概念はわかりづらい側面があり、その活動について周囲の認知が必ずしも十分でないことが課題です。
- 強度行動障害に係る集中的支援について、地域でまだ認知されていないこと、集中的支援終了後の受け皿の確保と適切な支援ができる人材を増やしていくことが課題です。

(3) 活動指標の実績と見込量

（単位省略。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値（①）	見込値（②）	到達率（①/②）	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
地域生活支援拠点等の設置箇所数	3	3	3	100%	3	3	3	3
地域生活支援拠点等の拠点コーディネーター配置人数	11	13	10	130%	13	13	13	13
地域生活支援拠点等の機能充実状況についての検証・検討実施回数	1	1	1	100%	1	1	1	1

(4) 見込量確保のための方策

- 地域生活支援拠点について周知を図り、障害者自立支援協議会地域部会等を通じて地域の課題やニーズを吸い上げ、障害者やその家族等の生活を支えられるよう対応していきます。
- 強度行動障害の相談窓口や集中的支援についての周知を行います。また、地域の関係事業所の実践力・支援体制の向上にむけた中核的人材等の計画的な育成を県と連携して取り組みます。

第５ 福祉施設から一般就労への移行等

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移

ア　福祉施設から一般就労への移行者数（人）

【全体】

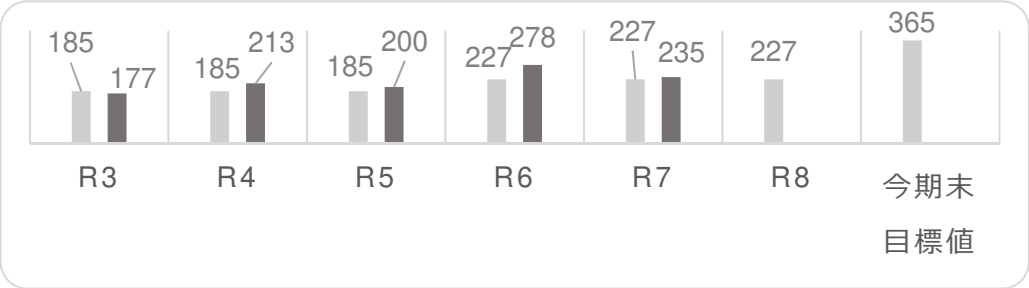

(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値。以下同様)

【うち、就労移行支援事業利用者数】

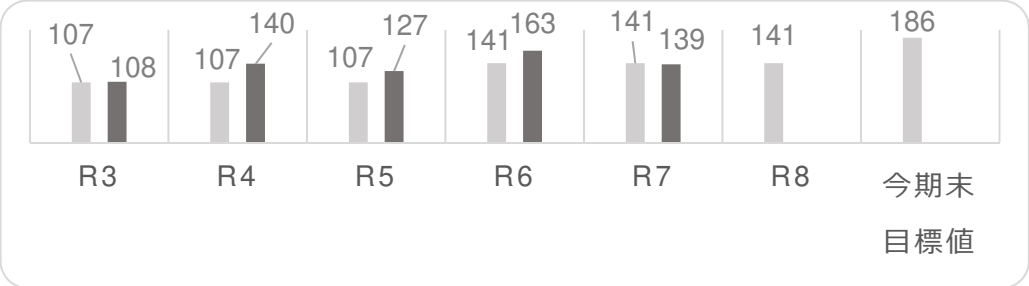

【うち、就労継続支援 A 型事業利用者数】

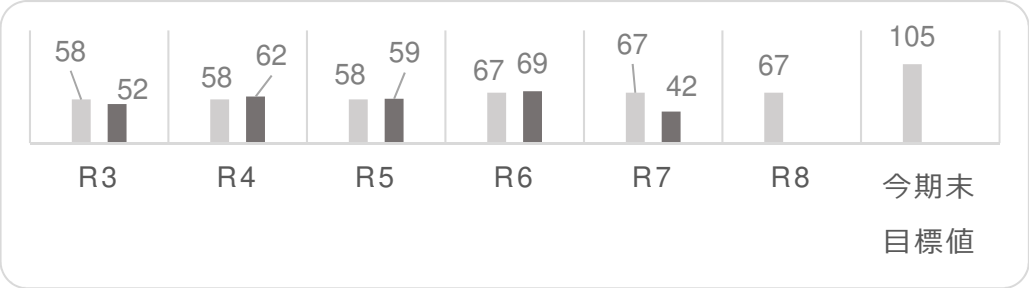

【うち、就労継続支援 B 型事業利用者数】

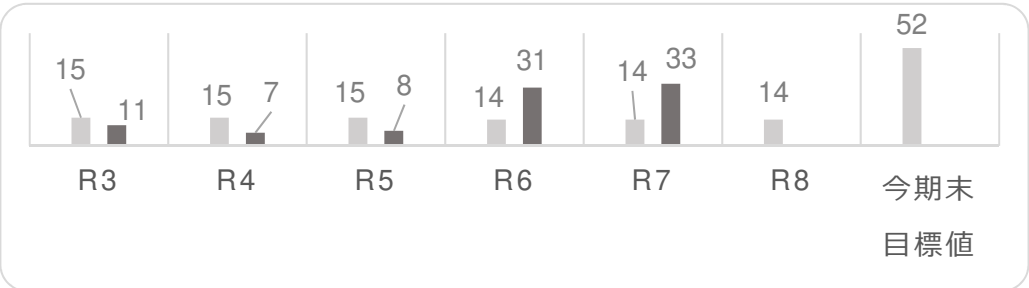

イ　就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所（%）

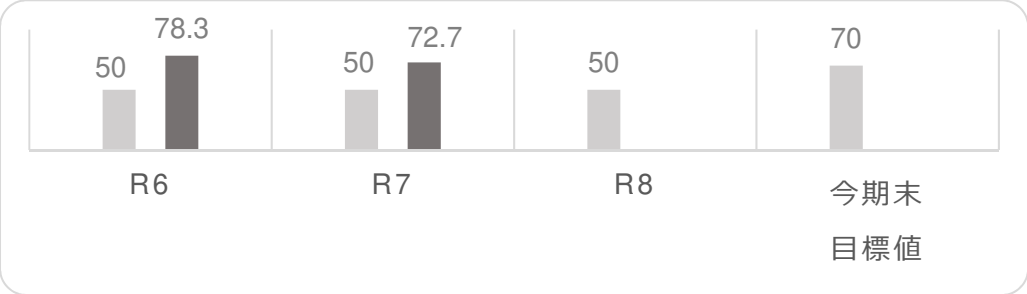

ウ　就労定着支援事業の利用者数（人）

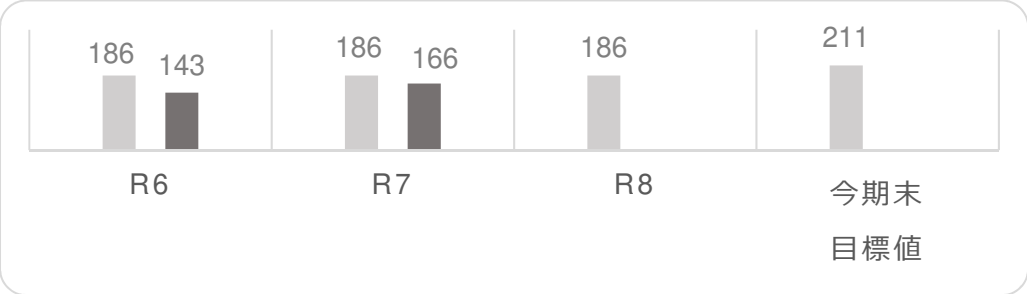

エ　就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が七割以上の事業所（%）

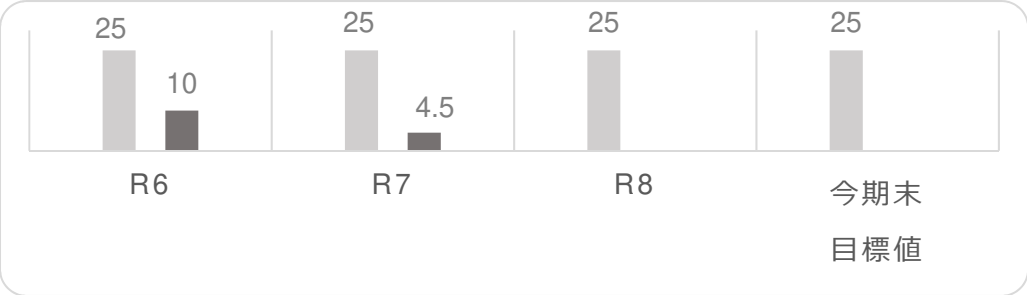

（※過去六年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に四十二月以上七十八月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合）

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針で示された目標値の考え方及びそれに基づき算出された本市の目標値は下表になります。

目標	基本指針		市目標
福祉施設から一般就労への移行	基準値(R6年度実績)	目標設定倍率(倍)	目標値(R11年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	278人	1.31	365人
うち就労移行支援事業利用者数	163人	1.14	186人
うち就労継続支援A型事業利用者数	69人	1.52	105人
うち就労継続支援B型事業利用者数	31人	1.67	52人

就労移行支援事業	基本指針	市目標
一般就労へ移行した利用者の割合が5割以上を達成した就労移行支援事業所数の割合	5割以上	7割以上

就労定着支援事業	基準値(R6年度実績)	目標設定倍率(倍)	目標値(R11年度末)
就労定着支援事業所の利用者数	143人	1.47	211人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分以上		2割5分以上

就労選択支援事業	基本指針	市目標
就労選択支援事業所数	協議会設置圏域に1箇所以上	6箇所
就労選択支援利用者数	全国で8万2千人以上	204人

(3) 施策の方向性

- 障害者雇用企業及び職場実習受入企業の開拓、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等における一般就労移行に向けた取組への支援などを図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 一般就労している障害者同士が交流できる拠点の運営、職場訪問等による職場定着支援活動などを図り、障害者の職場定着を推進します。
- 障害者優先調達の取組の推進、民間の経営コンサルタント等の活用による障害者就労施設の経営改善支援、障害者就労施設が製作する商品の改良・開発、販売機会や販路の拡大への支援などを図り、障害者就労施設で働く障害者の工賃向上を推進します。

- 障害児の将来の就労と自立の基礎づくりに資するよう、障害児仕事体験事業を支援し、障害児の仕事体験活動への参加を推進します。また、岡山市役所自らも、特別支援学校高等部の職場体験実習を受け入れます。
- 労働局、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関、特別支援学校、障害者自立支援協議会、市民団体、民間企業との連携を深め、様々な就労支援活動や職場における障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 現状

- 就労移行支援は、福祉サービスを利用しない就職も増えてきたことから、利用者数は減っています。
- 就労継続支援Ａ型は、運営基準の厳格化による事業所数の減少に伴い、利用者は減っています。一方で同Ｂ型については、Ａ型退所者の受け皿の一つになったこともあり、利用者が伸びています。
- 就労定着支援は、福祉サービスからの一般就労の増加に伴い、利用者は伸びています。
- 就労選択支援は、令和７年１０月から始まったサービスです。令和９年４月に対象が拡大され、利用者の増加が見込まれます。

(2) 課題

- 就職後、短期間で離職してしまうケースも多くみられ、職場への定着に課題があります。
- 障害者雇用率の引き上げによる雇用義務の拡大に伴い、これまで以上に障害者の就労について、啓発していく必要があります。

(3) 活動指標の実績と見込量

（上段：各サービスの利用人数/月,下段：同利用時間/月。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値 (①)	見込値 (②)	到達率 (①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
就労選択支援	-	-	-	-	-	13	15	17
	-	-	-	-	-	130	150	170
就労移行支援	276	249	397	63%	433	274	274	274
	4,391	4,071	6,359	64%	6,992	4,405	4,405	4,405
就労継続支援Ａ型	772	691	1,036	67%	1,015	775	817	860
	15,340	13,895	22,693	61%	22,605	15,584	16,429	17,293
就労継続支援Ｂ型	2,130	2,406	2,002	120%	2,171	3,114	3,543	4,031
	35,540	41,549	35,522	117%	38,764	47,884	51,405	55,185
就労定着支援	143	166	173	96%	186	185	195	206

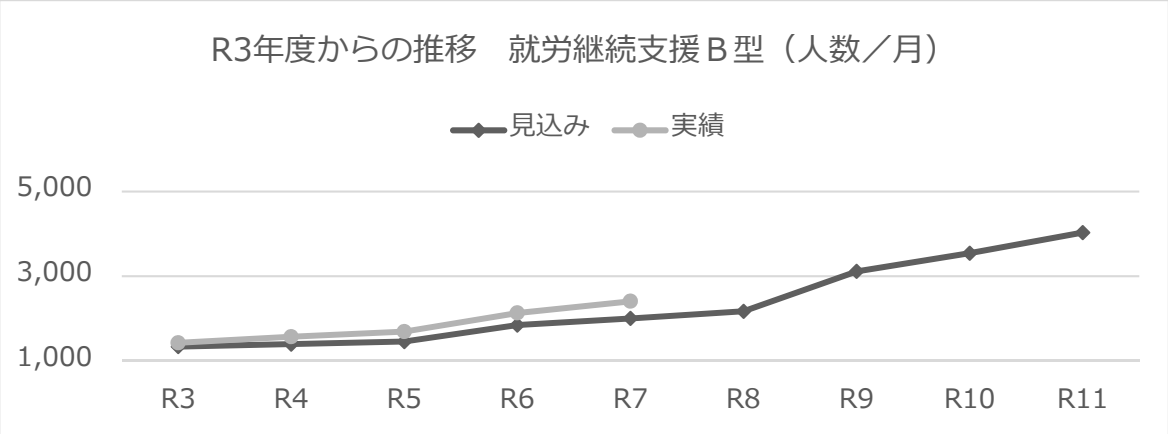

(いずれも年度を表す)

(4) 見込量確保のための方策

- 障害者の一般就労への移行と定着をより一層進めるため、職場実習の受入企業の開拓、就労支援事業者が行う一般就労に向けた取組や職場定着支援への支援、事業所同士の交流機会の提供に引き続き取り組みます。
- 就労継続支援Ａ型については、本計画の見込量を踏まえ、地域のニーズに応じた適正なサービス提供体制の確保を図ります。

第６ 障害児支援の提供体制の整備等

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の状況

ア 児童発達支援センターの設置

３期目標値	令和７年度末 達成状況
児童発達支援センター　　５箇所	５箇所（±0）

イ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進、体制の検証（保育所等訪問支援を実施する事業所数）

３期目標値	令和７年度末 達成状況
保育所等訪問支援事業所を活用する ・児童発達支援センター　　５箇所 ・障害児通所支援事業所　　１６箇所	 ５箇所（±0） ２３箇所（+7）

ウ 主に重症心身障害児を支援する事業所数

３期目標値	令和７年度末 達成状況
・児童発達支援センター　　５箇所 ・放課後等デイサービス事業所　７箇所	５箇所（±0） ８箇所（+1）

エ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の機能充実及びコーディネーターの配置

３期目標値	令和７年度末 達成状況
・協議１回／年以上（機能充実を図る）	２回（+1）
・コーディネーター　６人	４人（-2）

オ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

３期目標値	令和７年度末 達成状況
・令和８年度末までに協議の場を設置	未設置
・協議１回／年以上（設置後）	－

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針では以下８つの目標を「基本とする」とされています。

ア　重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、次の４つの中核的支援機能を確保すること。

- 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

イ　障害児の地域社会への参加

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築すること。

ウ　インクルージョン推進体制の構築

保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置すること。

エ　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも一箇所以上確保すること。

オ　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

カ　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

障害児入所施設に入所している児童が１８歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように移行調整に係る協議の場を設置すること。

キ　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族へのライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を確保すること。

ク 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備

強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

これに対し、岡山市では以下の目標値を設定します。

項目	目標
ア 重層的な地域支援体制の構築	
・ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ・ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ・ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ・ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能	中核的支援機能を確保する
イ 障害児の地域社会への参加	
保育所等訪問支援を実施する事業所数 ・ 児童発達支援センター ・ 障害児通所支援事業所	 4 箇所 30 箇所
ウ インクルージョン推進体制の構築	
協議の場を設置	設置する
エ 重症心身障害児支援	
主に重症心身障害児を支援する事業所数 ・ 児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所	 10 箇所 10 箇所
オ 医療的ケア児等支援	
関係機関による協議の場の設置（協議内容充実） コーディネーターを配置している事業所数	2 回以上／年 30 事業所
カ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	
関係機関による協議の場の設置（協議内容充実）	1 回以上／年
キ 障害児及びその家族への伴走的な相談支援	
伴走的な支援体制の確保	体制を確保する
ク 強度行動障害の状態にある児の支援	
地域の関係機関が連携した支援体制の整備	県と連携して体制を構築する

(3) 施策の方向性

- 事業実施体制の中核である児童発達支援センターを中心とする療育体制の充実を図ります。

- 関係機関の情報共有、支援検討等の協議により、障害児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、また、支援が乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期に円滑に引き継がれるように図ります。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 現状

- 児童発達支援、放課後等デイサービスは、基本的動作の習得や集団生活への適応等、障害児の発達支援において重要な役割を果たしています。
- 特に放課後等デイサービスの利用・事業所数はともに増加していますが、支援内容の質の向上が求められています。
- 「福祉に関するアンケート調査」では障害児相談支援を「知らない」と答えられた方が約３５％おり、認知を高める必要があります（障害児アンケートの問２４）。
- 医療的ケア児等は医学の進歩を背景に増加しており、人数・ニーズの把握、医療等との調整・連携が必要になっています。

(2) 課題

- 支援の質の向上のため、放課後等デイサービスでは、個別の支援ではなく、学校・事業所・相談支援事業所・保護者等関係者とも連動した一体的な支援がいっそう重要になっています。
- 「福祉に関するアンケート調査」（障害児の問２８）によると、サービス受給の際の情報提供の不足が課題となっています。
- 障害児相談支援の利用者は順調に伸びていますが、セルフプラン率は令和７年度で約６５％と全国平均（令和６年度：約３１％）を上回っています。今後は、相談支援を利用できることを保護者や事業所等へ周知するとともに相談支援専門員の確保・養成を図る必要があります。

(3) 活動指標の実績と見込量

（一段又は上段：各サービスの利用人数/月,下段：同利用人日/月）

（数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値 (①)	見込値 (②)	到達率 (①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
児童発達支援	2,135	2,178	2,420	90%	2,643	2,364	2,463	2,566
	12,988	13,785	15,910	87%	17,806	15,678	16,719	17,830
医療型児童発達支援	0	0	5	0%	5	-	-	-
	0	0	45	0%	45	-	-	-

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
放課後等デイサービス	3,320	3,599	4,458	81%	5,242	4,298	4,697	5,133
	25,172	27,644	37,507	74%	44,777	33,021	36,090	39,444
保育所等訪問支援	88	130	95	137%	124	224	334	457
	132	205	209	98%	272	346	450	585
居宅訪問型児童発達支援	1	1	5	20%	5	5	5	5
	2	4	30	13%	30	30	30	30
障害児入所施設(福祉型・医療型)	63	60	80	75%	80	80	80	80
障害児相談支援	474	679	581	117%	681	794	929	1,087
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター数	6	4	6	67%	4	-	-	-
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業所数	-	-	-	-	-	30	30	30
保育所・認定こども園（障害児）（受入人数）	1,320	1,348	1,509	89%	1,584	1,492	1,492	1,492
放課後児童健全育成事業（障害児）（受入人数）	1,102	1,146	947	121%	985	1,119	1,149	1,158

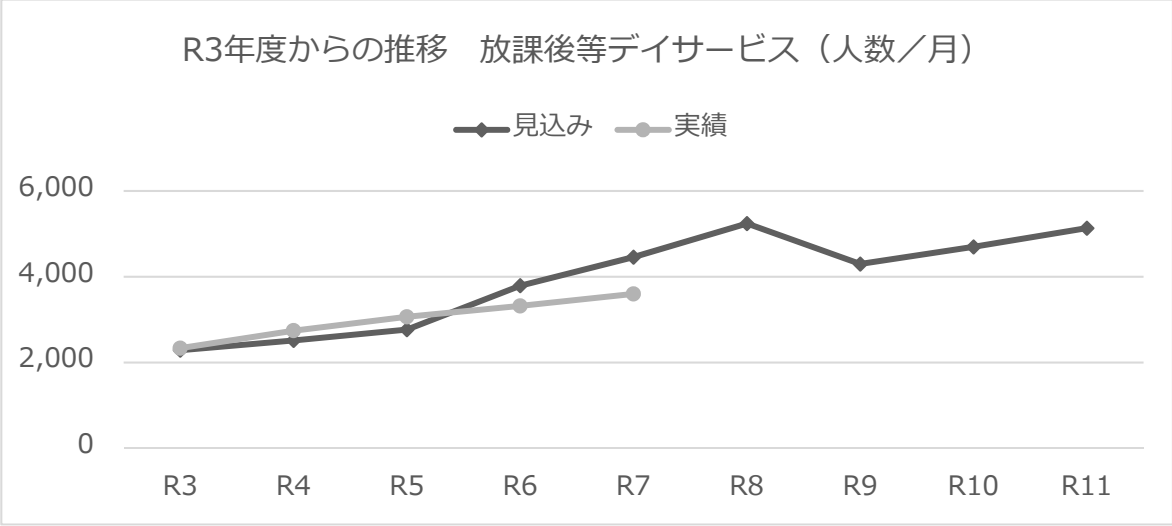

(いずれも年度を表す)

(4) 見込量確保のための方策

- 障害児通所支援の質向上に向け、児童発達支援センターの充実を図ります。
- 障害者自立支援協議会等と協力し、引き続き保護者への障害児通所支援に関する情報提供を図ります。
- 障害児相談支援事業の拡大に向けた事業者への働きかけと、保健・医療・福祉・教育等関係機関との協議の場での情報共有・支援検討を進めます。
- 障害児保育拠点園等での加配・巡回指導・研修実施により、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。
- 放課後児童健全育成事業における職員配置・研修実施、バリアフリー化等により障害児の受入れを進めます。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置・研修実施により、専門的な相談・連携調整体制の充実を図ります。
- 本市において、保育・子育て支援・教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」を設置し、地域におけるインクルージョン推進に向けた現状・課題の把握と取組を進めます。
- のぞまないセルフプランの解消に向けた支援を提供する体制の構築を図りつつ、障害児及びその家族が障害児相談支援を利用していない場合も含めた伴走的な相談支援の体制の確保を図ります。
- 児童発達支援及び、放課後等デイサービスについては、本計画の見込量を踏まえ、地域のニーズに応じた適正なサービス提供体制の確保を図ります。

第７ 相談支援体制の充実・強化等

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移

ア　基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実（回数／年）

【地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数】

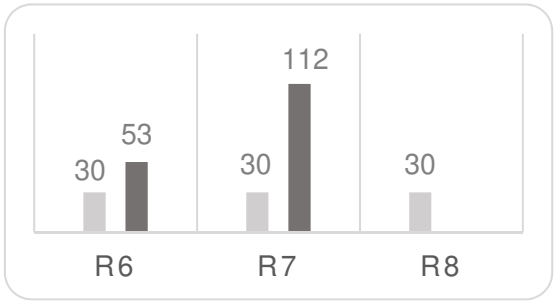

当目標は前計画で終了

(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値。以下同様)

イ　自立支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善（回数／年）

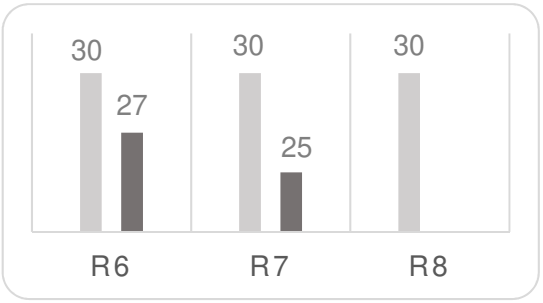

当目標は前計画で終了

【協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数】

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針では以下を基本とするとされています。

- 基幹相談支援センターが「相談支援体制の充実・強化のための取組」を実現する体制を確保すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保すること。
- 相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること。

これを受け、本市では下表の通り目標を設定します。

項目	目標
個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保	
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数	8（件／年）
のぞまないセルフプランの件数をゼロにすること	
のぞまないセルフプランの件数	セルフプランに関する分析等を行い、のぞまないセルフプランの件数を令和 11 年度末までに 0 件にする。

(3) 施策の方向性

- 相談支援実施体制の中核となる障害者基幹相談支援センターにおいて、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を図ります。
- また、地域の相談支援事業所に対して、助言・指導を行い、相談支援の技術向上を図るとともに、研修を実施するなど人材育成を行い、相談支援体制の強化を図ります。

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 相談支援体制の充実・強化のための取組

ア　現状

- 令和３年度に設置した岡山市障害者基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所への助言・指導、人材育成研修等を通じた相談支援体制の強化を図っています。
- 相談支援専門員の数は増えつつあり、計画相談支援の利用者数も増加しています。

イ　課題

- 以前よりも新規ケースの受入れが進んでいるものの、セルフプラン率が減少しにくい状況にあります。
  「福祉に関するアンケート調査」では計画相談支援を「知らない」と答えられた方が約３５％おり、認知を高める必要があります（障害者アンケートの問３２）。

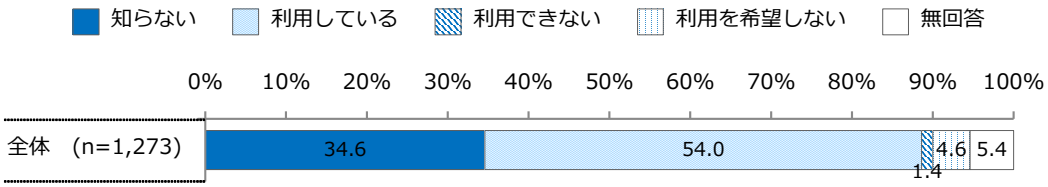

ウ 活動指標の実績と見込量

（単位省略。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	-	有	-	-	-
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化								
地域の相談支援事業者への訪問等による専門的な指導・助言件数	391	360	50	720%	60	-	-	-
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	21	25	20	125%	20	-	-	-
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	53	112	30	373%	30	-	-	-
個別事例の支援内容検証の実施回数	7	18	50	36%	60	-	-	-
協議会における個別事例の検討を通じた、地域のサービス基盤の開発・改善								
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	27	25	30	83%	30	-	-	-
相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	385	368	70	526%	70	-	-	-

（以上の活動指標は前計画で終了となり、継続、新規追加になる活動指標は次表に掲載）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化								
主任相談支援専門員の配置数（基幹センター）	4	4	4	100%	4	4	4	4
基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の管内の全ての相談支援事業所に占める割合(%)	-	-	-	-	-	86	88	91
基幹相談支援センターによる協議会の運営への関与の有無の見込み(回数)	-	-	-	-	-	8	8	8
協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組								
協議会の専門部会の設置数	10	10	9	111%	9	8	8	9
協議会の専門部会の実施回数	114	113	120	94%	120	112	112	112
協議会の実施回数	-	-	-	-	-	8	8	8
地域における障害者の支援体制の整備等について、協議会の議題とした数の見込み	-	-	-	-	-	8	8	8
主任相談支援専門員の配置数	17	17	12	142%	13	18	19	20

工　見込量確保のための方策

- 障害者基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点において、定期的に人材育成研修や OJT 研修を行います。
- 障害者自立支援協議会の地域部会を通じた相談支援事業所の参画による事例検討を通じ、地域における課題を抽出し、障害者の支援体制構築を進めます。
- 障害者自立支援協議会や障害者基幹相談支援センターと連携して、研修を実施し、セルフプランの解消を推進するとともに、障害福祉サービス事業者への働きかけを通じて相談支援事業所や相談支援専門員を増やし、相談支援体制の充実とセルフプラン率の減少を図ります。

- のぞまないセルフプランの件数をゼロにするため、実態の把握に努めます。

(2) 発達障害者等に対する支援

ア 現状

- 発達障害者への支援については、発達障害者の自立を目指し、早期発見・支援の取組や教育・医療・保健・福祉等関係機関と連携した支援の拡充が求められています。

イ 課題

- 乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う支援体制整備を図る必要があります。
- 不適切な支援が繰り返されると、強度行動障害などの困難な状況に陥る場合もあります。支援にあたっては、発達障害の特性の理解と基本的スキルを獲得する必要があります。
- 発達障害者やその家族が安心して生活できるよう、発達障害や強度行動障害に対する理解を地域全体に広めるための普及啓発や支援に関わる者の資質向上を図る必要があります。

ウ 活動指標の実績と見込み

（数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1	1	1	100%	1	1	1	1
発達障害者支援センターによる相談支援件数	2,806	2,164	3,500	62%	3,500	2,500	2,500	2,500
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	108	146	90	162%	100	120	120	120
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	71	70	80	88%	80	80	80	80

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	43	49	50	98%	50	50	50	50
ペアレントメンターの人数	14	14	15	93%	15	15	15	15
ピアサポートの活動への参加人数	3	3	3	100%	3	3	3	3

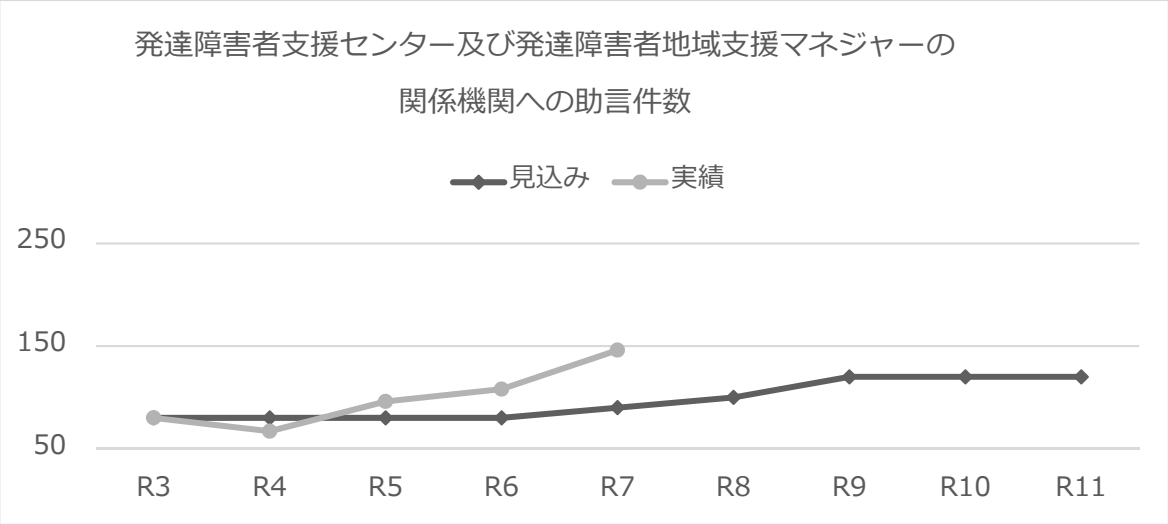

(いずれも年度を表す)

工　見込量確保のための方策

- 発達障害者支援地域協議会により発達障害者の支援に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた施策の推進を行います。
- 発達障害の正しい理解や支援のあり方について、これまで関心を持たれなかった方々にも伝わるよう普及啓発に努めるとともに、地域との協働や支援に携わる人への研修などの充実に取り組みます。
- 発達障害者支援センターは、職員の専門性の向上を図り、保健・福祉・教育へのコンサルテーションや後方支援に努めます。
- 強度行動障害など対応困難な事例では、発達障害者支援センターや医療・福祉・教育の専門職員が連携し、課題解決に向けて技術助言や研修等を行います。

(3) 高次脳機能障害者に対する支援

ア 現状

- 高次脳機能障害者支援法の施行に伴い、都道府県及び指定都市が主体となる支援体制整備が求められています。

イ 課題

- 高次脳機能障害者支援センターの設置、支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害者支援地域協議会の設置・活用について、県との役割分担を含めた検討が必要です。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、周囲の理解が必ずしも十分でないため、当事者・家族への支援の充実も課題です。

ウ 活動指標の見込量

（単位省略。数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R9 現計画 見込値	R10 現計画 見込値	R11 現計画 見込値
高次脳機能障害者支援センターの設置	-	有	有
高次脳機能障害者支援地域協議会開催回数	-	1	2
同センターにおける支援コーディネーター配置人数	-	2	2
同センターにおける相談支援	-	120	144
外部機関や地域住民への研修、啓発	-	1	1

エ 見込量確保のための方策

- 高次脳機能障害者支援法を踏まえ、県と連携しながら、高次脳機能障害者支援センターの設置・支援コーディネーターの配置について検討を進めます。
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置・活用を通じ、地域における課題の情報共有や体制整備の検討を進めます。
- 地域の相談支援機関や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、当事者・家族への支援を推進します。

第８ 障害福祉人材の確保・定着

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移

新設のため、前計画には目標値がありません。

(2) 令和１１年度末目標の考え方

基本指針では都道府県目標として、以下４点が示されています。

- 意思決定支援ガイドラインの普及に取り組むこと。
- 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対し、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施すること。
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置すること。
- 当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ること。

岡山市では、事業所の人材確保・定着を支援する観点から、独自に本章を設け、県が実施・設置する研修の活用や協議会との連携等を図っていきます。

(3) 施策の方向性

- 県が設置する協議会での取組を把握又は連携し、障害福祉分野における生産性向上やこれを通じた職場環境改善や経営改善に向け、市内事業所への周知・働きかけ等を行います。
- 処遇改善加算の取得促進に向けた事業者への周知に取り組みます。

第９ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

１　提供体制の確保に係る目標

(1) 目標値と実績値の推移

ア　障害福祉サービスに係る各種研修等の活用（人）

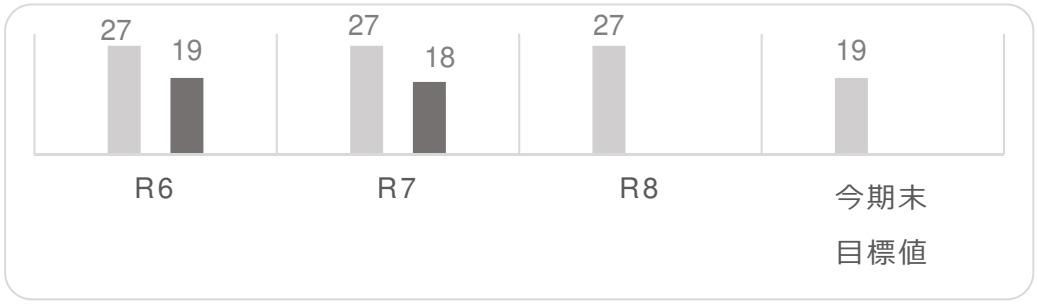

(いずれも年度を表す。各年度、左のグラフ＝目標値、右のグラフ＝実績値。以下同様)

(2) 令和１１年度末目標の考え方

国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること、障害福祉サービス等情報公表制度に基づき、管内事業所の情報の公表率及び更新率を１００％とすることとしています。本市においてもこの目標に沿った施策を推進します。

(3) 施策の方向性

- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を監査指導に活用するとともに、過誤情報の傾向を事業所と共有することで適正な請求と事業運営の確保を図ります。
- 職員の積極的な研修への参加を促し、職員の資質を高めることにより障害福祉サービスの質の向上を図ります。

２　障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策

(1) 現状

- 障害者自立支援審査支払等システムのデータを事業所の指導に活用するとともに、主に事業所の体制面に起因する過誤請求事例について事業所と共有しています。

- 研修参加人数は人事異動の状況に応じて推移しますが、研修への参加は一定の成果を上げています。

(2) 課題

- 制度改正への対応や人事異動もあり、市職員の制度に対する正しい理解及び対応の質の向上が求められています。

(3) 活動指標の実績と見込量

（数値は年度末基準の実績・見込）

サービス等の種類	R6	R7			R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値(①)	見込値(②)	到達率(①/②)	前計画見込値	現計画見込値	現計画見込値	現計画見込値
都道府県等が実施する各種研修への市職員の参加人数	19	18	27	67%	27	19	19	19
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用して事業所や関係自治体と共有する体制の有無と共有回数	有･1	有･1	有･1	-	有･1	有･1	有･1	有･1

(4) 見込量確保のための方策

- 過誤請求事例の傾向を継続的に分析し、集団指導等を通じて事業所へ通知することで同様の過誤の防止を図ります。
- 分析結果を指導監査の事前資料として活用し、重点的に確認すべき事項の把握に役立てます。
- 市職員に対し、各種研修への積極的な参加と、受講者による研修内容の職場内フィードバックを促します。

第１０ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

前計画の実績、第８期計画策定時の「福祉に関するアンケート調査」、本市の実情などを勘案し、次の通り、各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込みとその見込量の確保のための方策を設定します。

1　現状と課題

- 地域移行のネットワークの強化や地域の社会資源の開発、サービス等利用計画の質の向上、障害者虐待防止のネットワークの強化などを図るため、障害者自立支援協議会などの体制をさらに充実・強化する必要があります。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績は、やや減少したものの、一定の水準を保っています。一方、養成研修事業による資格取得者数が低下しています。手話通訳者・要約筆記者が不足することは、障害者が地域で安定した生活を送る上での大きな障壁となります。手話通訳者等の処遇改善や社会的地位の向上を図り、担い手の確保と育成を推進していく必要があります。
- 地域活動支援センターは、障害者に対する創作的活動や生産活動の提供などの事業を行っています。実績は見込値を下回っていますが、地域生活の拠点としての機能を担っているため、今後の傾向も見据えつつ、必要量の確保が求められます。
- 日中一時支援事業の実績は、高い利用水準となっています。障害者の介護者を支援するサービスとして、サービスの質の向上を図る必要があります。

2　活動指標の実績と見込量

（数値は年度末基準の実績・見込。R7 列下段の数値は実績値／見込値の百分率）

（R8 見込量は前回計画時の算出値。次表以降も同様）

事業名	R6	R7		R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値	見込値	見込値	見込値	見込値	見込値
理解促進研修･啓発事業（実施の有無）	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業（実施の有無）	有	有	有	有	有	有	有
相談支援事業（実施箇所数、実施の有無）							
障害者相談支援事業	14	14	17 (82%)	17	14	14	14
基幹相談支援センター機能強化	有	有	有	有	有	有	有

事業名	R6	R7		R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値	見込値	見込値	見込値	見込値	見込値
相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有	有	有	有	有
成年後見制度事業（利用者数/年、実施の有無）							
成年後見制度利用支援事業	19	20	30 (67%)	30	30	30	30
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有	有	有	有
意思疎通支援事業（派遣件数/月、実配置者数）							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	116	107	132 (81%)	132	115	120	125
手話通訳者設置事業	5	5	5 (100%)	5	5	5	5
日常生活用具給付等事業（給付件数/年）							
介護・訓練支援用具	39	30	55 (55%)	60	50	50	50
自立生活支援用具	72	62	114 (54%)	126	85	85	85
在宅療養等支援用具	73	77	105 (73%)	114	79	81	82
情報・意思疎通支援用具	242	200	89 (225%)	84	200	200	200
排泄管理支援用具	14,903	14,721	15,291 (96%)	15,441	15,000	15,000	15,000
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	11	6	18 (33%)	19	11	12	13
手話奉仕員養成研修事業 （実養成講習修了者数）	159	137	130 (105%)	140	130	130	130
移動支援事業（利用者数/月、延べ利用時間数/月）							
移動支援事業	646	653	680 (96%)	680	681	681	681
	9,019	9,463	9,000 (105%)	9,000	9,800	9,800	9,800
地域活動支援センター（上段：実施箇所数/年、下段：利用者数/月）							
Ⅰ型	7	7	7 (100%)	7	7	7	7
	72	73	80 (91%)	80	77	79	81
Ⅱ型	5	5	8 (63%)	8	5	5	5
	25	25	70 (36%)	70	57	57	57
Ⅲ型	8	8	8 (100%)	8	7	7	7
	60	60	80 (75%)	80	60	60	60
専門性の高い相談支援事業							
発達障害者支援センター運営事業（実施箇所数）	1	1	1 (100%)	1	1	1	1
同上（利用者数/月）	234	181	290 (62%)	290	200	200	200

事業名	R6	R7		R8	R9	R10	R11
	実績値	実績値	見込値	見込値	見込値	見込値	見込値
障害児等療育支援相談事業（実施箇所数）	8	8	9 (89%)	10	8	8	8
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（資格取得者数/年）							
手話通訳者養成研修事業	1	0	4 (0%)	4	4	4	4
要約筆記者養成研修事業	0	1	4 (25%)	4	2	2	2
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	10	10	5 (200%)	5	5	5	5
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	14	10	20 (50%)	20	10	10	10
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（人/年）							
手話通訳者派遣事業	47	42	15 (280%)	15	30	30	30
要約筆記者派遣事業	18	16	20 (80%)	20	20	20	20
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	76	55	200 (28%)	200	100	100	100
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	12	22	7 (314%)	7	25	25	25
広域的な支援事業,精神障害者地域生活支援広域調整等事業							
地域生活支援広域調整会議等事業（協議会開催件数）	1	1	1 (100%)	1	1	1	1
地域移行・生活支援事業（ピアサポート従事者数）	47	115	50 (230%)	60	120	120	120
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員配置の有無）	1	1	有	有	有	有	有
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業（協議会開催件数）	1	1	1 (100%)	1	1	1	1
日中生活支援（利用者数/月）							
日中一時支援事業	1,421	1,417	1,245 (114%)	1,266	1,363	1,393	1,423
福祉ホーム事業	16	16	17 (94%)	17	15	15	15
訪問入浴サービス	-	-	-	-	21	21	21
生活訓練等	-	-	-	-	13	13	13
社会参加促進事業							
スポーツ大会・教室開催（参加者数/年）	952	1,268	1,300 (98%)	1,300	1,300	1,300	1,300
芸術・文化開催（応募者数/年）	269	241	400 (60%)	400	259	268	278
点字・声の広報発行（発行回数/年）	32	34	34 (100%)	32	34	32	34
自動車運転免許取得助成（取得件数/年）	24	25	25 (100%)	25	25	25	25
自動車改造費助成（助成件数/年）	35	37	45 (82%)	45	45	45	45

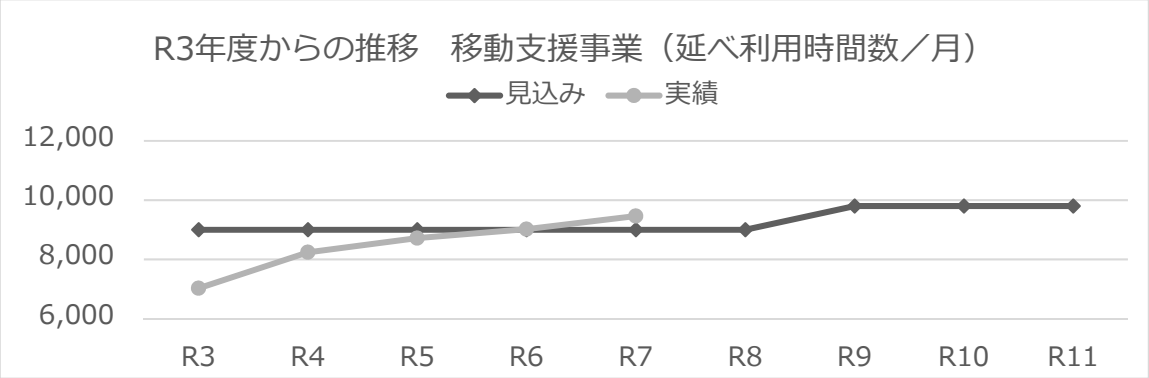

(いずれも年度を表す)

3　見込量確保の方策

- 地域の相談支援の拠点として位置づけられる障害者基幹相談支援センターが、障害者基幹相談支援センターサブセンターや地域生活支援拠点と連携し、地域の相談支援体制の充実を図っていきます。
- 地域移行のネットワーク強化や地域の社会資源開発、サービス等利用計画の質向上、障害者虐待防止のネットワーク強化などを推進します。
- 障害者自立支援協議会については、障害者基幹相談支援センターが運営することにより体制の充実を引き続き図ります。
- 意思疎通支援事業の拡充を図るため、手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳ガイドヘルパーの養成及び派遣事業の拡充に取り組んでいきます
- 移動支援事業は、必要な人が利用できるよう、引き続き拡充に取り組んでいきます。
- 判断能力が十分ではない障害者の法的地位を確保し、財産や権利を保護する成年後見制度の啓発を行います。
- 障害者自立支援協議会等を通じた研修、指導等により、日中一時支援事業等のサービスについて、質と量の向上を図ります。
- 障害者の社会参加の促進と市民の障害に対する理解を深めるため、障害者やその家族、地域住民等による自発的活動を支援するとともに、スポーツ、文化芸術などの活動をさらに充実させるよう努めます。